

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制

1 県災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策基本法第23条第1項の規定により、知事が山梨県災害対策本部(以下「県本部」という。)を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

各災害共通

相当規模の災害が発生し、又は、発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき

ア 風水害等

a 県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき

b 県内に特別警報が発表されたとき

イ 地震

a 県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき。

b 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき。

c 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

ウ 火山噴火

富士山に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上が発表されたとき

エ その他、本部長が必要と認めたとき。

災害対策基本法第23条（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

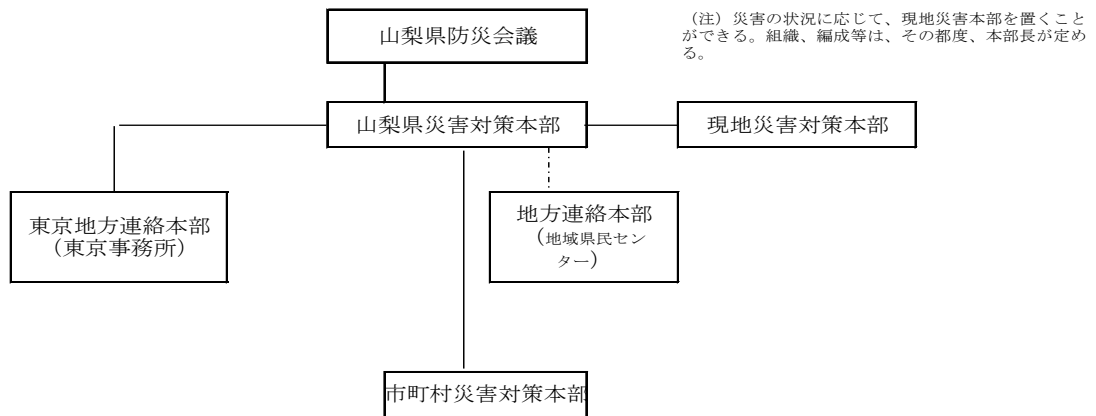
5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対

策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

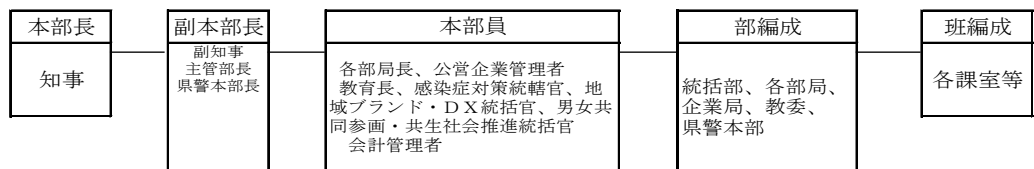
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(2) 県災害対策本部の概要

ア 組織系統



イ 県本部の編成



ウ 地方連絡本部の編成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は都道府県等との連絡、その他関係事項の円滑な処理にあたるものとする。本部長は、東京事務所長があたる。

オ 県本部の設置場所

県本部は、特別の場合(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階に設置する。なお、県庁防災新館被災時には、被害状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

カ 所掌事務

県本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - ② 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿った対策の実施
 - ③ 災害予防及び被災者の救助・救護等の災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整
 - ④ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
 - ⑤ 国、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
 - ⑥ 指定行政機関又は関係地方指定機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請
 - ⑦ 市町村からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - ⑧ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
 - ⑨ 緊急輸送道路の確保及び調整
 - ⑩ 施設及び設備の応急復旧
 - ⑪ 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
 - ⑫ 被災者の保護のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者の指定公共機関に対し、被災者の運送を要請
 - ⑬ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は、拡大防止のための措置
- なお、地方連絡本部の範囲内で対策を実施、又は調整できる事務は、地方連絡本部において対処する。

キ 県災害対策本部長の権限

県災害対策本部長は、県内に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第7項に基づき、関係行政機関及び関係機関の長並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

- ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部(以下「現地県本部」という。)を設置する。
- イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。
- ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。
- エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 国の現地対策本部との連携

県本部は、県内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第25条に基づく、国の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 指定公共機関等との連携

県の災害対策本部設置時には、応急対策に関わる指定地方行政機関、指定公共機関等の連絡員を本部に派遣するよう要請する。

(6) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

また、市町村が災害応急対策等により、報告が十分なされないと予想される場合は、当該市町村からの要請を待たずに市町村災害対策本部等に職員を派遣し、必要な支援

を行う。

ア 被災地への職員派遣

県は災害対策本部において、職員等の支援を必要とする市町村に派遣し、情報の収集に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

イ 消防防災ヘリコプター

本節3に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

(7) 県による応急措置の代行

被災により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県は応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、当該市町村に代って次の事務の全部又は一部を行うものとする。

- ① 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去の命令
- ② 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容の実施
- ③ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等
- ④ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる命令

(8) 県災害警戒本部

防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

設置基準

県災害対策本部活動要領により、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

各災害共通

未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断したとき

ア 風水害等

- a 複数の市町村で、洪水や土砂災害に係る避難指示が発令される等の状況が生じたとき
- b 県内の広範囲な地域にわたり、豪雪が見込まれるとき

イ 地震

- a 震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき
- b 南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の地震の観測
- c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

ウ 火山噴火

噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき

エ その他、防災局長が必要と認めたとき

2 県職員の配備態勢

県職員の配備態勢は、山梨県災害対策本部活動要領により、別途定める。

(1) 動員の伝達及び配備

「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

ア 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

イ 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における動員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も考慮し、職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自己の所属に自主的に参集する。

参集に3時間以上を要する場合は、自己の所属に安否について連絡し、所属長の指示に従うこととする。

ウ その他

災害対策に関係のある県本部及び地方連絡本部の職員は、休日及び勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは以後の状況の推移に注意し、必要のあるときは自主的に登庁する。

(2) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。

ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とする場合は、県本部長に要請する。

(3) 初動体制職員

勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図ることとする。

初動体制職員は、次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。

ア 県内で震度6弱以上の大規模地震が発生したとき

イ 富士山において、噴火警戒レベル4が発表されたとき

ウ 県内に特別警報が発表されたとき

エ その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき

初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。

3 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。

消防防災ヘリコプター緊急運航基準

(1) 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができる。

- ① **公共性** 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- ② **緊急性** 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- ③ **非代替性** 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(2) 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

①災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合(地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動)
- イ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

②火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

③救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

④救急活動

- ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

⑤県外応援活動

- ア 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合
- イ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」による応援要請があった場合

4 広域応援体制

(1) 知事の応援要請等

① 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。
(災害対策基本法第70条第3項)

② 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、全国知事会において締結している「災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月18日)及び関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」(平成8年6月13日)等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。
(災害対策基本法第74条)

③ 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対策を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとする。

(災害対策基本法第68条)

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第72条)

ウ 知事は、市町村長が災害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告出来ない場合は、県職員を派遣して、必要な情報の収集を行う。

(災害対策基本法第53条第6項)

④ 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、②の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び③イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、これらを補完するため、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の3第1項)

⑤ 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の3第2項及び4項)

⑥ 受援計画

知事は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、必要な準備を整える。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(防災基本計画)

(2) 市町村長の応援要請等

① 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(災害対策基本法第68条)

② 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。

③ 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。

(災害対策基本法第74条の3第4項)

(3) 職員の派遣

県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の設定に努めるものとする。

(4) 消防の応援要請

① 県内の応援体制

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

② 緊急消防援助隊による広域応援

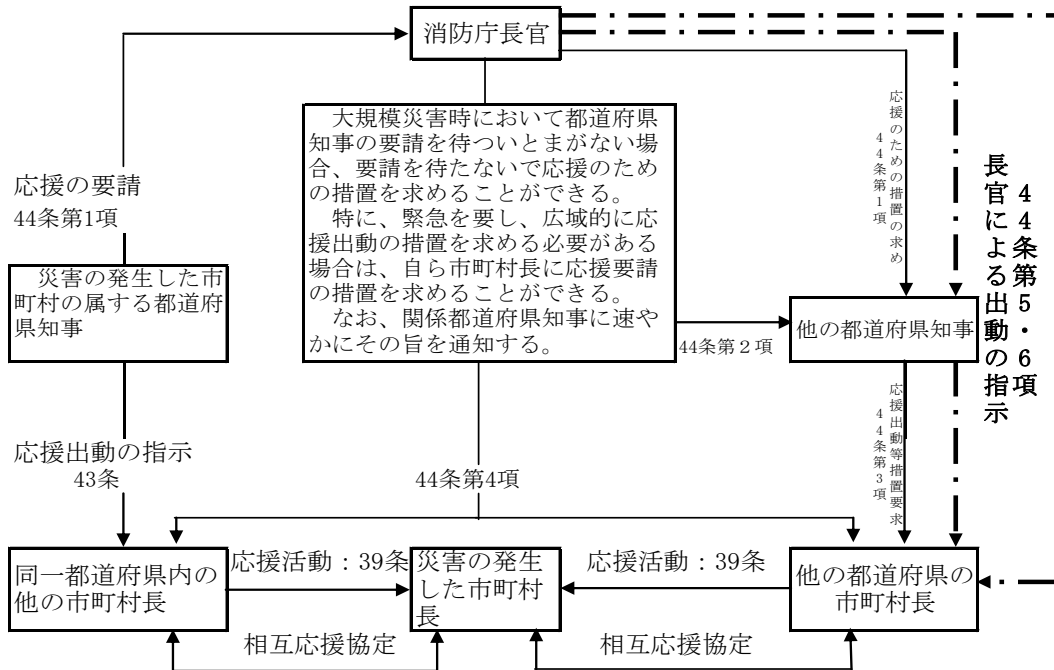
ア 他の都道府県に対する応援と受援

消防庁長官より県外への応援出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山梨県大隊応援等実施計画」により行うものとする。

また、本県で災害が発生し、県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請する。この場合、緊急消防援助隊の要請は、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成16年3月26日消防震第19号消防庁長官)により行うものとし、広域航空応援の要請は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)により行うものとする。

なお、県外からの緊急消防援助隊の受援体制については、「山梨県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

広域消防応援体制



イ 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官(以下「長官」という。)の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

1) 部隊の編成

部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

2) 指揮支援部隊

- 1 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- 2 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。
- 3 指揮支援部隊長
 - ・ 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - ・ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
 - ・ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。
 - ・ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。
 - ・ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

3) 都道府県隊

- 1 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要の中隊をもって編成する。
- 2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の活動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。
- 3 都道府県大隊長
 - ・ 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。
 - ・ 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

ウ 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

- 1) 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。
- 2) 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 3) 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4) 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5) 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6) 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7) 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8) 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9) 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

エ 出動計画等

- 1) 出動決定のための措置等
 - 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、南海トラフ地震、首都直下地震等又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
 - 2 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
 - 3 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- 2) 基本的な出動計画
 - 1 第一次出動都道府県隊
 - ・ 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第3のとおりとする。
 - 2 出動準備都道府県大隊
 - ・ 第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第4のとおりとする。

オ 南海トラフ地震等についての出動の考え方

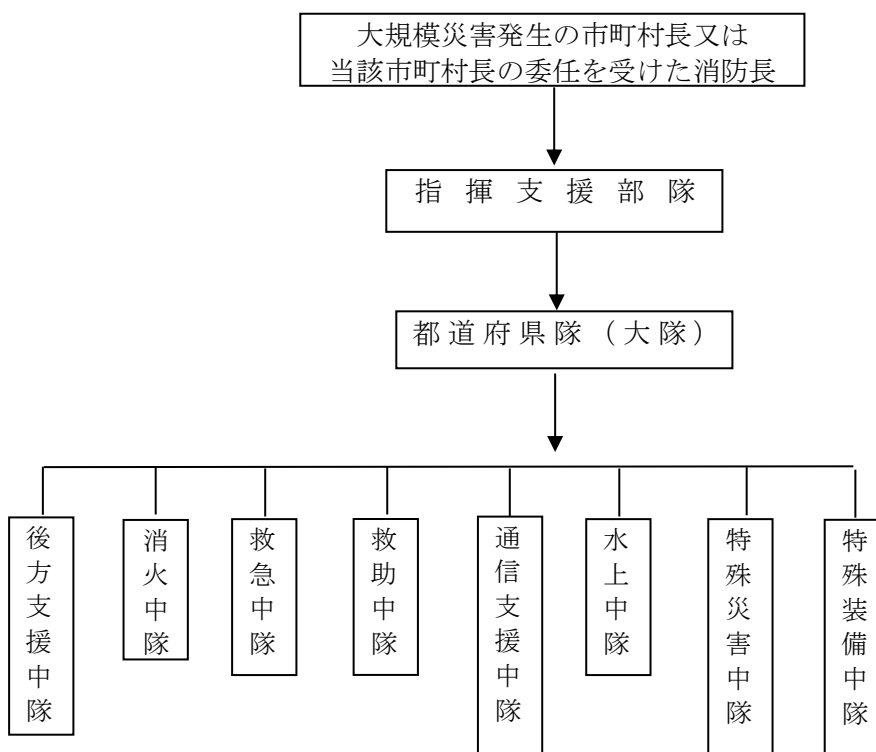
南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプ

ランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

カ 応援等指揮活動

- 1) 緊急消防援助隊は、被災地において消防組織法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、消防組織法第48条の規定による。）活動するものとする。
- 2) 指揮本部は、現地消防本部に設置し、指揮本部長は指揮者とする。
- 3) 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 4) 指揮支援部長は、被災地に係る災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を管理することを任務とする。

緊急消防援助隊組織図



別表第1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局、新潟市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、新潟市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防局、浜松市消防局
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防局
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
大阪、兵庫、和歌山	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局

別表第2（指揮支援部隊長代行）

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪市消防局
大阪、兵庫、和歌山	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3（第一次出動都道府県隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第4（出動準備都道府県隊）

災害発生都道府県	出 動 準 備 都 道 府 県 隊												
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨	
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨	
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野	
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡	
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡	
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知	
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知	
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀	
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重	
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪	
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川	
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島	
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川	
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川	
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川	
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川		
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛	
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡	
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀	
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀	
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島	
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島	
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島	
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄	
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分	

キ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

大規模特殊災害時における広域航空消防応援は、「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」に基づいて行う。

1) 対象となる災害

- 1 大規模な地震、風水害
- 2 山林などにおける大火災、大事故
- 3 高層建築物(11階以上又は31m以上)の火災
- 4 航空機事故、列車事故

2) 応援の種別

- 1 調査出動(現地把握、情報収集、指揮支援)
- 2 火災出動(消火活動)
- 3 救助出動(人命救助)
- 4 救急出動(救急搬送)
- 5 救援出動(救援物資・資機材・人員の輸送)

3) 応援部隊の受け入れ態勢の確立

応援部隊等の受入を迅速に実施するため、要請側はヘリポートの確保、宿舎の手配、装備資機材の配付を行う。

なお、経費については応援要請側で負担する。

4) 消防庁及び応援依頼先都道府県消防本部

① 消防庁

区分		通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
回線別	電話		
	FAX		
消防防災無線	電話		
	FAX		
地域衛星通信 ネットワーク	電話		
	FAX		

② 応援側都道府県

都道府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番 号及びFAX
北海道	昼間8:45-17:30	総務部防災消防課 防災航空隊					
	夜間17:30-8:45	〃					
青森県	昼間8:15-17:00	総務部防災消防課					
	夜間17:00-8:15	防災航空隊					
岩手県	昼間8:30-17:15	総務部総合防災室					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
宮城県	昼間8:30-17:45	総務部危機対策課					
	夜間17:45-8:30	防災センター					
秋田県	昼間8:30-17:15	総務部総合防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
山形県	昼間8:30-17:00	総務部危機管理室 消防防災課					
	夜間17:00-8:30	巡視室					
福島県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	警備員室					
茨城県	昼間8:30-17:15	生活環境部消防 防災課					
	夜間17:15-8:30	〃					
栃木県	昼間8:30-17:15	総務部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
群馬県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	総務部消防防災課					

都道府 県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番号 及FAX
埼玉県	昼間8:30-17:15	環境防災部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	防災航空隊					
千葉県	昼間9:00-17:00	総務部消防地震防災課					
	夜間17:00-9:00	夜間専用電話					
東京都	昼間9:00-17:15	総合防災部防災管理課					
	夜間17:15-9:00	夜間防災連絡室					
神奈川県	昼間8:30-18:00	防災局災害対策課					
	夜間18:00-8:30	防災局災害対策課					
新潟県	昼間8:30-17:15	県民生活・環境部危機 管理防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
富山県	昼間8:30-17:15	経営企画部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話(守衛室)					
石川県	昼間8:30-17:15	環境安全部消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
福井県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	県民生活部危機対策・ 防災課					
山梨県	昼間8:30-17:30	消防防災航空隊					
	夜間17:30-8:30	宿直室					
長野県	昼間8:30-17:15	危機管理室危機管理・ 消防防災課					
	夜間17:15-8:30	防災航空隊					
岐阜県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
静岡県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	防災局災害対策室					
愛知県	昼間9:00-17:30	防災航空隊					
	夜間17:30-9:00	〃					
三重県	昼間	防災航空隊					
	夜間	〃					
滋賀県	昼間8:30-17:15	県民文化生活部総合 防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					

都道府 県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番 号及びFAX
京都府	昼間8:30-17:15	総務部消防室					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
大阪府	昼間9:00-18:00	総務部危機管理室					
	夜間18:00-9:00	防災・危機管理当直室					
兵庫県	昼間9:00-18:00	企画管理部防災局 消防課					
	夜間18:00-9:00	夜間専用電話					
奈良県	昼間8:15-17:30	奈良県防災航空隊					
	夜間17:30-8:15	夜間専用電話					
和歌山県	昼間	和歌山県防災航空隊					
	夜間	夜間専用電話					
鳥取県	昼間8:30-17:15	防災局消防係					
	夜間17:15-8:30	〃					
島根県	昼間	環境生活部消防防災 課防災航空管理所					
	夜間	〃					
広島県	昼間8:30-17:15	環境生活部消防 防災課					
	夜間17:15-8:30	〃					
岡山県	昼間	総務部消防防災課					
	夜間	夜間専用電話					
山口県	昼間8:30-17:15	総務部消防防災課 消防係					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
徳島県	昼間8:30-17:15	防災航空隊					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
香川県	昼間8:30-17:15	総務部危機管理グ ループ					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
愛媛県	昼間8:30-17:15	県民環境部消防防災 安全課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
高知県	昼間8:30-17:15	危機管理担当理事所 管消防防災課					
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話					
福岡県	昼間8:30-17:45	総務部消防防災課					
	夜間17:45-8:30	夜間専用電話					
佐賀県	昼間	統括本部					
	夜間	夜間専用電話					
長崎県	昼間	総務部危機管理・消防 防災課					
	夜間	夜間専用電話					

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線FAX	FAX	航空隊電話番号及びFAX
熊本県	昼間	総務部防災消防課					
	夜間	夜間専用電話					
大分県	昼間	生活環境部防災消防課					
	夜間	夜間専用電話					
宮崎県	昼間	総務部危機管理局					
	夜間	夜間専用電話					
鹿児島県	昼間	総務部消防防災課					
	夜間	夜間専用電話					
沖縄県	昼間	文化環境部防災消防課					
	夜間	夜間専用電話					

③ 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請窓口	電話番号一	ファクシミリ番号	航空隊電話番号	航空隊ファクシミリ番号
札幌市消防局	指令課				
仙台市消防局	指令課				
千葉市消防局	指令課				
東京消防局	総合指令室				
横浜市安全管理局	指令課				
川崎市消防局	指令課				
静岡市消防局	指令課				
浜松市消防局	情報指令課				
名古屋市消防局	情報指令課				
京都市消防局	指令課				
大阪市消防局	司令課				
神戸市消防局	司令課				
岡山市消防局	情報指令課				
広島市消防局	警防課				
福岡市消防局	災害救急指令センター				
北九州市消防局	指令課				

5) 手続き

応急対策室へ連絡	知事は消防長からの要請により、消防庁応急対策室に、広域航空消防応援の要請を行う。
消防本部へ応援要請する旨の連絡	知事は消防長からの連絡により、広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表を消防庁、都道府県及び応援側消防本部へ送付（FAX）する。

6) ヘリコプター飛行場外離着陸場

本計画資料編ヘリコプター場外離着陸場一覧表参照

(4) 職員の派遣要請等

ア 職員の派遣要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

市町村長は、災害応急機関又は災害復旧のため必要があるときは指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 職員の派遣斡旋

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求める。

5 広域避難

- 市町村は、災害が発生する恐れがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- 国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

6 広域一時滞在

(1) 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市町村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章第11節1「避難対策 (3)市町村の避難計画」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努

める。

(2) 県内広域一時滞在

① 協議元市町村長の対応

ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）は、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の8第1項及び第86条の12第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の8第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の8第6項）

エ 県内広域一時滞りの終了

協議元市町村長は、広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の8第7項）

② 協議先市町村長の対応

ア 協議の実施

協議元市町村長又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けた市町村長（協議先市町村長）は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の8第3項及び第86条の12第1項）

イ 受け入れ決定の通知等

協議先市町村長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の8第4項及び第5項）

ウ 県内広域一時滞りの終了

協議先市町村長は、協議元市町村長より県内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の8第8項）

③ 知事の助言

知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

（災害対策基本法第86条の12第1項）

(3) 県外広域一時滞在

① 協議元市町村長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）は、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

（災害対策基本法第86条の9第1項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

協議元市町村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の9第2項及び第86条の12第2項）

ウ 内閣総理大臣への報告

イの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の9第3項）

エ 受け入れ決定の通知等

協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

（災害対策基本法第86条の9第9項）

オ 協議内容の公示及び通知

協議元市町村長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第10項）

カ 県外広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

（災害対策基本法第86条の9第11項及び12項）

(4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ

① 知事の対応

ア 知事と市町村長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

（災害対策基本法第86条の9第4項）

イ 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第8項）

ウ 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

（災害対策基本法第86条の9第13項）

② 知事から協議を受けた市町村長の対応

ア 被災住民の受け入れ

協議を受けた市町村長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるも

のとする。

(災害対策基本法第86条の9第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

協議先市町村長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第6項及び7項)

ウ 広域一時滞在の終了

協議先市町村長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第14項)

(5) 知事による協議等の代行及び特例

① 広域一時滞在(県内)の協議等の代行

知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、(2)①に準じ、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、当該市町村が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の10第1項、2項及び第86条の11並びに同法施行令第36条の2)

② 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より(3)①アの要求がない場合にあっても、(3)①イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の11)

7 自衛隊災害派遣要請の概要

(1) 派遣形態

ア 要請による災害派遣

(自衛隊法第83条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条)

(ア) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「東部方面特科連隊長」)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。

(イ) 指定部隊の長(本県においては「東部方面特科連隊長」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

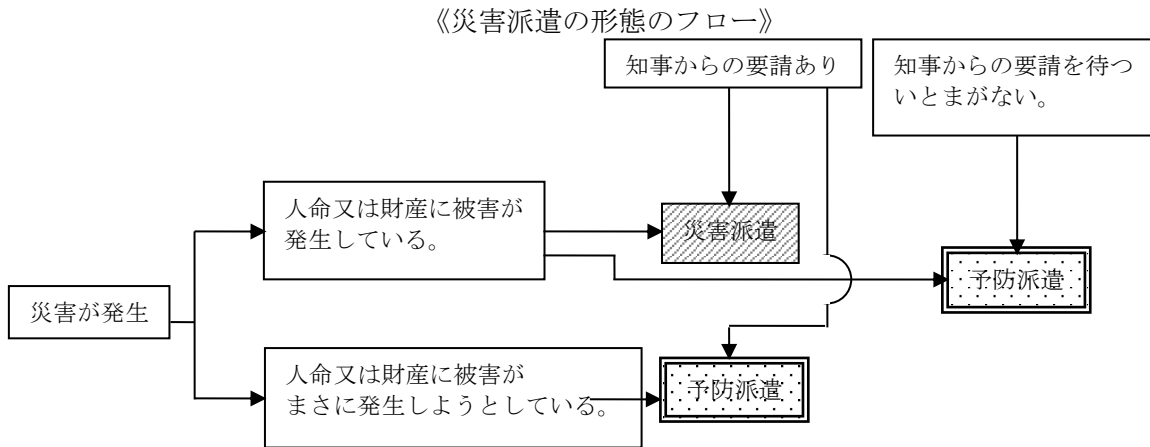
【注1：災害派遣の要請は、現実には災害が発生し被害が出ている場合、及び災害による被害は未だ発生していないが、まさに発生しようとしている場合の両面で行うことができる。後者を「自衛隊の災害派遣に関する訓令第12条では「予防派遣」として規定している。】

イ 自主派遣（自衛隊法第 8 3 条第 2 項ただし書き）

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(7) 近傍災害派遣（自衛隊法第 8 3 条第 3 項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、部隊等の長（駐屯地司令である必要はない。）は部隊等を派遣する。



(2) 派遣基準

三要件	公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
	緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
	非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要があること。

(3) 災害派遣の範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては前項の 3 要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

(4) 災害派遣要請権者等

ア 災害派遣を要請することができる者

（要請による災害派遣：自衛隊法第 8 3 条第 1 項、自衛隊法施行令第 1 0 5 条）

- (ア) 都道府県知事
- (イ) 海上保安庁長官
- (ウ) 管区海上保安本部長
- (エ) 空港事務所長

イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者

市町村長 （注 2）

【注 2：市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（本県においては前述の「東部方面特科連隊長」）に通知することができる。

この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者（「東部方面特科連隊長」）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。（災害対策基本法第68条の2第2項）】

(5) 自衛隊の初動派遣部隊の待機態勢（参考）

阪神・淡路大震災以降、自衛隊では初動派遣部隊態勢をとっており連隊規模で1コ中隊が初動派遣部隊として指定されている。地震発生の場合は震度「5」以上において出動態勢をとり派遣される場合がある。また、東部方面区を担当する東部方面航空隊（立川）は、中型ヘリコプター×2機を偵察等のため課業時間中は30分待機、それ以外の場合は1時間待機させている。

(6) 第1師団・東部方面特科連隊及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派遣に関する任務（参考）

ア 第1師団

東京都練馬駐屯地に司令部を置き、東京都・神奈川県・埼玉県・静岡県・山梨県・千葉県・茨城県の、7つの都県の防衛・警備および災害派遣を担当。また、大規模地震災害への災害派遣に即応するため、各自治体などが主催する防災訓練および国民保護法に伴う訓練などへの参加等、地域社会と一体となった防衛基盤の充実・発展に寄与。

イ 東部方面特科連隊

本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる東部方面特科連隊長は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。

ウ 自衛隊山梨地方協力本部

東部方面特科連隊連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、東部方面特科連隊長に協力する。また、東部方面特科連隊長以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。

(7) 自衛隊の指揮体制等（参考）

ア 自衛隊の指揮機関や連絡調整要員は、県災害対策本部の他、県の現地災害対策本部及び活動先の地域県民センターにも配置される。指揮の一元化を図るために、**付図1**に示すようにそれぞれ単位の異なる指揮機関及び調整要員はひとつの指揮系統の中に位置づけられる。

イ 東部方面特科連隊の編成

付図2のとおり

(8) 部隊等の活動内容

内 容	詳 細
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導・輸送等
被災者の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機 ^(注3) （中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（910L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、東部方面特科連隊（県分を保管）

	がバンビバケット (5,000L) × 2 保有、バンビバケット (680L) × 3 を保有】
道路や水路の障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策(薬剤等は通常関係機関が提供) 参考例：阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品(消耗品に限る。)
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

(9) 自衛隊が派遣された場合の必要スペース

ア 県庁等内の必要スペース

	前方指揮所が設置された場合		前方指揮所が設置されなかった場合	
	特科隊指揮所の場合	中隊指揮所の場合		
人員	約20名	約10名	2名(連絡幹部)	
装備	小型車両×6 中型車両×2 車両・携帯無線機	小型車両×2 中型車両×1 車両・携帯無線機	小型車両×1	
必要 地積	屋外	駐車用地積		
		10台分を確保	3台分を確保	1台分を確保
	屋内	活動のための必要面積		
	(10mx10m)を2~3部屋	(10mx10m)を1~2部屋	災害対策本部室内	

※ 県庁内において活動するための必需品

電話機、コピー機、プリンター、事務用品、災害用優先携帯電話(衛星携帯)及び県庁LAN端末(PC)

イ 派遣部隊が集結(野営)するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1コ連隊(隊)	20,000㎡	100m×200m	
1コ師(旅)団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地(野营地)は指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定することが望ましい。

ウ ヘリコプターの離着陸のための必要スペース

種類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備考
小型ヘリ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ※3	100m×100m	300m×300m	

- ※1：OH-6及びOH-1で航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリをいう。
 ※2：UH-1Jで※1の使用目的の他、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリをいう。
 ※3：人員・物資を輸送するための大型ヘリをいう。

(10) 経費負担区分の参考例

	内 容	県	自 衛 隊
1	災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊の装備に係わるものを除く)等の購入費及び修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に使用した資材・機材・燃料費 ○救援活動に使用した資機材のリース料(フォークリフト及び電源等) ○救援活動に使用したため破損した資機材の修繕費 ○無償貸し付けの物品の返納等にかかる費用 ○風呂・炊事等の機材維持及び撤収後の清掃用具 ○救援活動に使用予定で購入又は借用したが使用しなかった物品と、その取得にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動をしている部隊の隊員の給食費 ○自衛隊の業務(活動計画・報告)にかかる費用(レンタルPC、文具、プリンター及び道路地図等) ○自衛隊車両の冬用タイヤ
2	災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用又は借り上げ料	○借り上げ、貸与された施設のトイレ及びシャワーの使用料、電気、水道の使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○銭湯等の利用料 ○宿営部隊が使用するために設置した仮設トイレ
3	災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水道費及び電話料	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に使用した電気・水道・燃料費 ○救援活動に必要な電話料 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動の部隊の隊員にかかる燃料費(炊事用) ○指揮システムの設置に係わる費用、インターネットの使用料
4	災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費(自衛隊装備に係わるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の使用に係わる費用 ○自衛隊とともに活動するボランティアや業者がケガをした場合の補償費 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動をしている部隊の隊員の災害補償費 ○自衛隊装備車両等の修繕費
5	災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費	○民政支援のための物資運搬のために民間の輸送会社を使用した際の費用	○救援活動に使用するため県の要求量を超えて使用した借用した物品の輸送会社による運搬費(借用・返納時とも)
6	災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理費		○派遣部隊の給食及び洗濯用備品(洗濯機・乾燥機等)並びに医療費・燃料費・修理費
7	写真用消耗品費		○行動記録及び部隊行動に必要な写真の消耗品費

8	損害賠償費	○自治体等が管理する地域内で管理が十分でなかったために生じた物品破損事故の賠償費	○賠償金の他、自衛隊が活動中に物品を壊した場合の補償費
---	-------	--	-----------------------------

(11) その他（災害派遣部隊に付与される権限）

- ア 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - 警告・避難等の措置（警察官職務執行法、以下「警職法」という。）
 - 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の処置（災害対策基本法、以下「災対法」という。）
- イ 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - 土地・建物等への立入（警職法）
- ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための処置
 - 妨害車両の移動等の措置（災対法）
- エ 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災対法）
 - 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場における災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災対法）
 - 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災対法）

(12) 災害派遣の要請手続き（自衛隊法施行令第106条）

- ア 要請者：知事
- イ 要請先
 - (ア) 受理者：東部方面特科連隊長
 - (イ) 連絡先
 - 〒401-0511 山梨県南都留郡忍野村忍草3093
 - 陸上自衛隊北富士駐屯地
 - TEL：
 - FAX：
 - 夜間：
 - 防災行政無線（衛星系）
 - （地上系）

ウ 内 容

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 要 領

文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても、じ後速やかに文書を提出する。

(13) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行うときは、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊長と協議する。

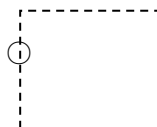
災害派遣要請文書様式

(一般災害派遣要請)

第 号
年 月 日

陸上自衛隊第1師団
東部方面特科連隊長 殿

山梨県災害対策本部長
山梨県知事 ○ ○ ○ ○



自衛隊の災害派遣要請

自衛隊法第83条第1項により、自衛隊の災害派遣を下記により要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況）
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 災害派遣を希望する期間
 - (1) 期間が明らかな場合： 年 月 日 から 年 月 日
 - (2) 期間が不明確な場合： 年 月 日から必要とする期間
- 3 災害派遣を希望する人員及び装備の概要
 - (1) 人員
 - (2) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 災害派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容
- 5 災害派遣要請日時
年 月 日 時 分
- 6 担当部課名等
山梨県防災危機管理課 担当者 ○ ○ ○ ○
TEL：055（223）1432
防災無線：（衛星系）200-2511、（地上系）*9-200-2511
- 7 その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市(町・村)長 〇 〇 〇 〇



自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名 〇〇〇〇
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055(223)1432 FAX：055(223)1429
防災無線：(衛星系)200-2511

自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市（町・村）長 〇 〇 〇 ①

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

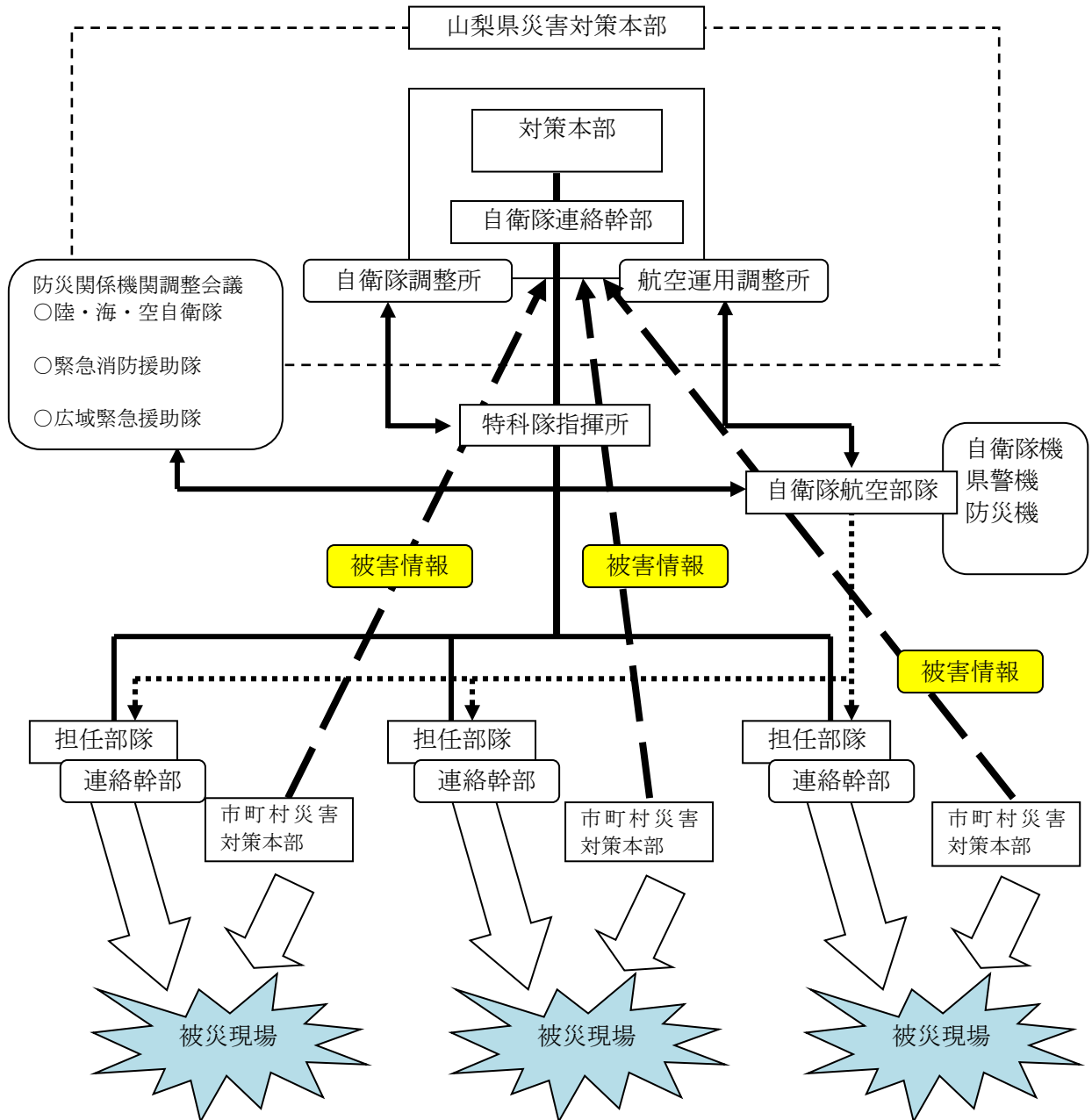
年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

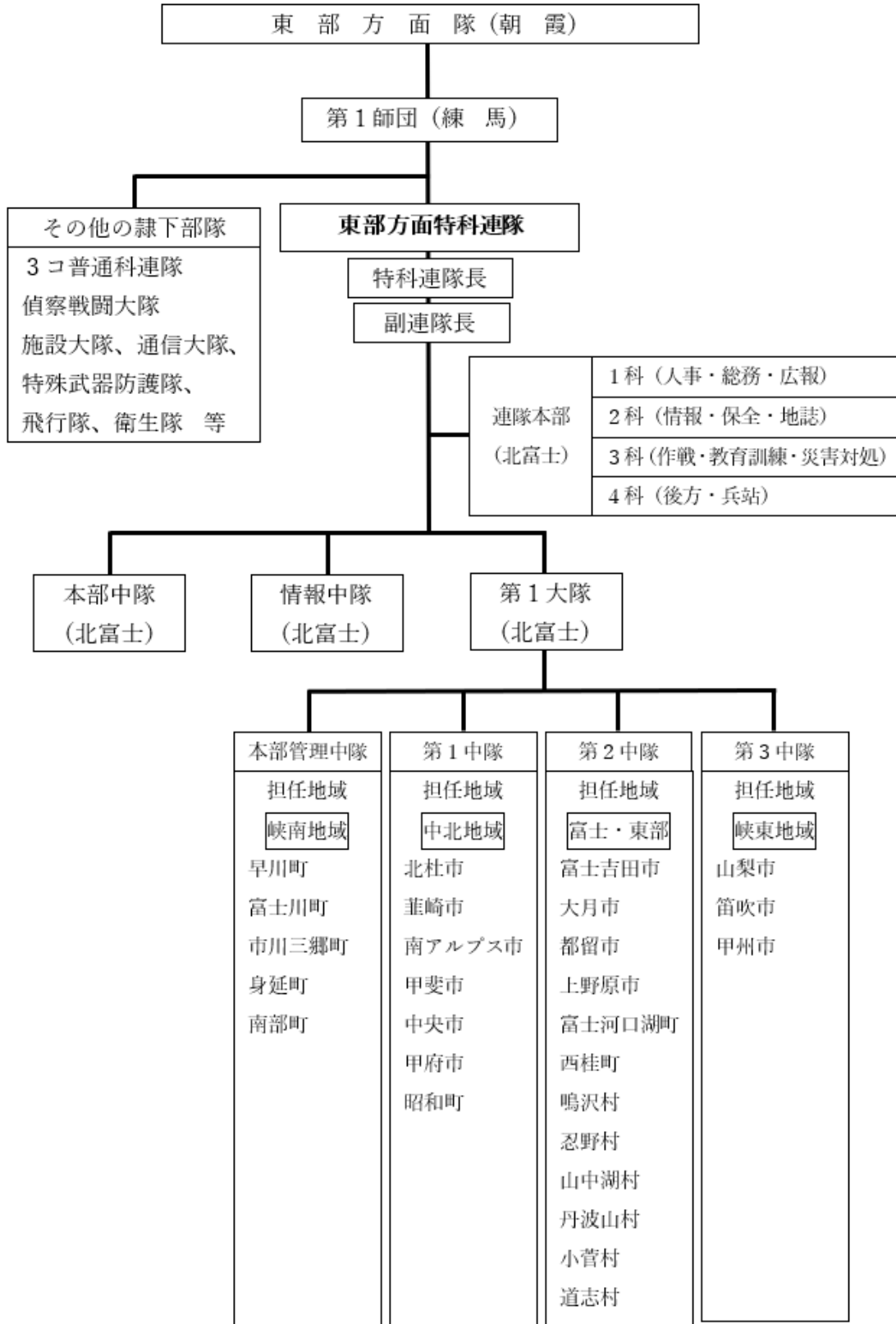
付図1

自衛隊の指揮体制



付図 2

東部方面特科連隊の編成（災害派遣時）



8 広域応援体制に必要な防災活動拠点

(1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定

災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等
12	道の駅富士川	富士川町	国・市	警察、自衛隊、消防、国土交通省

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

(2) 防災活動拠点の防災機能強化

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点について、災害時の利用形態を想定し、必要に応じ防災機能の強化を図る。

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 防災気象情報の受理、伝達

(1) 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

ア 予報・特別警報・警報・注意報等の種類

警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(ア) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(ウ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に

	<p>確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(エ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(カ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(キ) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量、山梨県では100mm）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、「危険度分布」の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につ

ながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」で確認する必要がある。

(ク) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(ケ) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

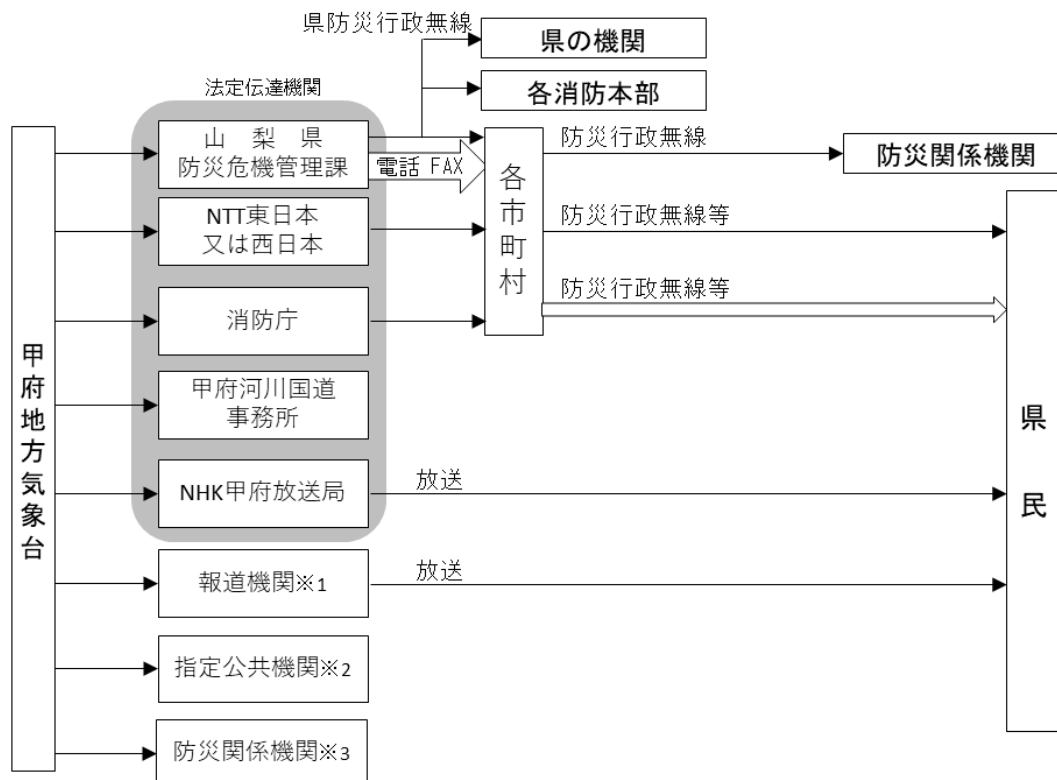
(コ) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

洪水予報の種類、課題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	

イ 甲府地方気象台の伝達経路

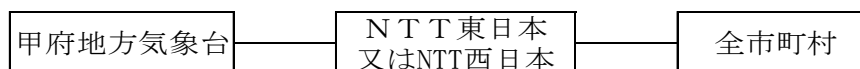


- 注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。
 注2) ⇨ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
 ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、㈱日本ネットワークサービス
 ※2) 指定公共機関は、東京電力リニューアブルパワー（株）各事業所、東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社、NTT東日本山梨支店、東京ガス山梨
 ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

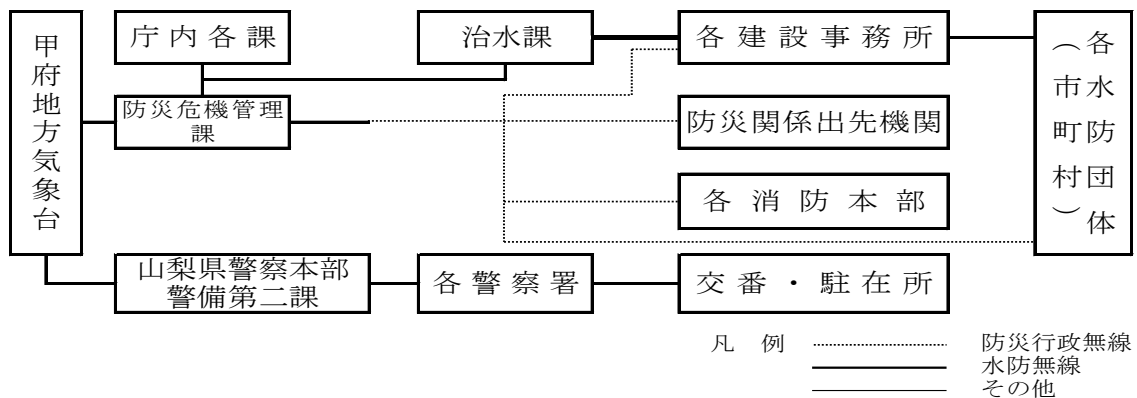
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

ウ NTTの扱う警報の伝達

扱う警報の種類：気象警報、洪水警報



エ 県の伝達



(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象庁が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

ウ 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「第2節、1 防災気象情報の受理、伝達（1）イ 甲府地方気象台の伝達経路」による。

(3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報）

ア 洪水予報の発表

洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

イ 洪水予報実施区間

富士川（釜無川を含む） 韮崎市の武田橋から海まで
 笛吹川 山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

ウ 洪水予報の種類

洪水注意報：氾濫注意情報
 洪水警報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

エ 伝達経路

甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台から関係機関への伝達は、「第4節、6 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報とその措置（5）洪水予報伝達系統」による。

(4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川水系荒川洪水予報及び塩川洪水予報）

ア 洪水予報の発表

荒川洪水予報は、山梨県中北建設事務所と甲府地方気象台が、塩川洪水予報は、山梨県中北建設事務所峡北支所と甲府地方気象台が共同発表する。

イ 洪水予報発表区間

荒川 甲府市飯田の長松寺橋から笛吹川合流点まで
塩川 須玉川合流点から塩川橋まで

ウ 洪水予報の種類

洪水注意報：氾濫注意情報
洪水警報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

エ 伝達経路

荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「第4節、7 県と気象庁が共同して行う洪水予報 (5) 洪水予報の伝達経路及び手段」による。

(5) 国土交通省及び県の機関が発表する警報(水防警報)

ア 水防警報の種類及び伝達系統

国土交通省及び県の機関が発表する水防警報の種類及び伝達系統は、「第4節、8 国土交通省が行う水防警報」、「第4節、9 山梨県が行う水防警報」による。

(6) 市町村長の発令する火災警報

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発令する。

2 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 異常現象発見時の通報、伝達

- ・ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報する。通報を受けた市町村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- ・ 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市町村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告するものとする。

(2) 通報を要する異常現象

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

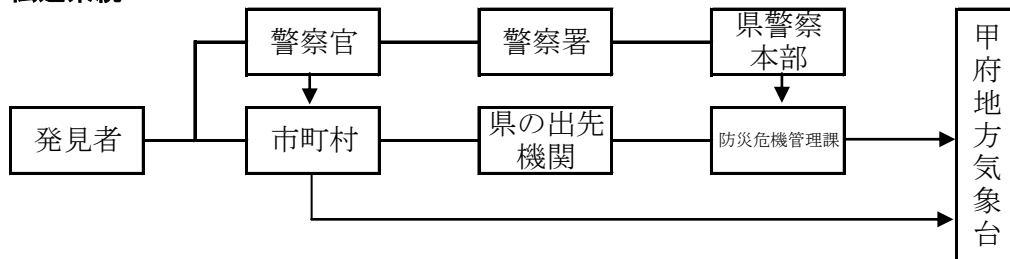
イ 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

ウ 火山関係

※詳細は火山編第1章第5節2を参照

(3) 伝達系統



3 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

- ・ 総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）の活用に努める。
- ・ 被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・ 各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておく。

(2) 非常無線等の活用

- ・ N T T回線途絶のときには、非常通信協議会の設備等を活用する。（本章第3節参照）

(3) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県などが行う情報収集

- ・ 県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- ・ 国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により、被害情報の収集を行う。

(4) 被害情報の収集・連絡

- ・ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。
ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市町村は、直接消防庁に対し報告をするものとする。
なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。
- ・ 市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- ・ 県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。
- ・ 消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その情報を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。
- ・ 市町村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・ 県は、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）により、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市町村からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

- ・ 報告ルートは、資料編 I 「被害情報収集・伝達マニュアル」参照

回線別	区分	通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
	NTT回線	電話	
FAX			
消防防災無線	電話		
	FAX		
地域衛星通信ネットワーク	電話		
	FAX		

(5) 応急対策活動情報の連絡

- ・ 市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無等を連絡するものとする。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- ・ 県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国の非常災害対策本部(以下「非常本部」という。)等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関にあっても、自ら実施する応急対策の活動状況を国の非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関等に連絡するものとする。

(6) 報告の種類・様式

ア 市町村

「被害情報収集・伝達マニュアル」(資料編 I)に基づき報告を行うものとする。

① 災害報告取扱要領

- ・ 災害確定報告・・・第1号様式
- ・ 災害中間報告・・・第2号様式
- ・ 災害年報・・・第3号様式

② 火災・災害等即報要領

- ・ 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式
- ・ 救急、救助事故報告・・・第3号様式
- ・ 災害即報・・・第4号様式(その1、2)

③ その他、県マニュアル等で指定した報告及び様式

イ 県

県は、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」により消防庁に報告する。

なお、確定報告については、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各1部ずつ消防庁に提出する。

ウ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、医務班)
- ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班)
- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

4 災害広報

県は、災害が発生したとき、防災機関等から連絡を受けた災害情報を速やかに市町村、防災関係機関等へ連絡する。

県は、市町村、防災関係機関等からの被害情報の収集を図り、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、罹災者に即時性のある正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。広報にあたっては、外国人や障害者・高齢者等の要配慮者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

(1) 県による広報

ア 広報体制

県本部が設置されたときは、広聴広報班は統括部広報班(班長・広聴広報グループ広聴広報監)の指示により、県民等への災害情報を提供する。

県は、災害情報の収集・伝達にあたり関係機関相互の連携による、正確で効率的な広報体制の整備に努める。

県は、災害対策本部の対応状況について、定期的に情報提供を行える体制を整える。また、高齢者等にも配慮した情報伝達手段を講じる。

イ 広報資料の収集

災害情報の収集は、前記3被害情報の収集伝達による。

その他の情報は、各市町村及び各地方連絡本部等を通じ資料の収集に努める。

ウ 広報内容

- ① 災害情報及び県の防災体制
- ② 被害状況及び応急対策実施状況
- ③ 公共施設の被災状況及び復旧の見通し
- ④ 被災者に対する注意事項
- ⑤ 一般住民に対する協力要請
- ⑥ 安否、避難所、医療等の生活関連情報
(県と市町村との情報提供区分を明確にする。)
- ⑦ ボランティアに対する被災地のニーズ等の広報
- ⑧ 避難所等に指定されている県有施設に整備された公衆無線LANを活用した情報提供

エ 広報の方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道（Lアラート経由を含む）
- ② 広報誌の掲示、チラシ等の配布による報道
- ③ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供
- ④ 山梨県ホームページ、X（旧 Twitter）、緊急速報メールなどによる情報提供

オ 住民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村等は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、県は、各種問い合わせに対し、遅滞なく対応し、県で対応できないものについては、最適に対応できる相談窓口機関につなぐことの出来る体制を整備する。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

カ 国会、中央官庁等に対する広報

必要なときは、東京地方連絡本部を通じて行う。

(2) 概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

- ① 災害警備活動状況
- ② 県警本部で収集した災害情報及び被害状況
- ③ 交通の状況と交通規制実施状況
- ④ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ⑤ 犯罪予防等のため住民のとるべき措置
- ⑥ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(3) 市町村による広報

市町村地域防災計画の定めるところにより、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。なお、平時から、全ての住民に広報が伝達されるようその手法について検討に努めるものとする。

- ① 災害時における住民の心構え
- ② 避難の指示事項
- ③ 災害情報及び市町村の防災体制
- ④ 被害状況及び応急対策実施状況
- ⑤ 被災者に必要な生活情報
- ⑥ 一般住民に対する注意事項

(4) 防災関係機関による広報

防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
通信関係機関	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。

(5) Lアラートの活用

県や市町村から安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、山梨県内の関係機関がLアラート（災害情報共有システム）を利用していくこととし、効果的な情報伝達が可能となるよう、運用のルールを随時見直していく。

第3節 通信の確保

1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関

の通信設備も活用できるが、平常時から災害時における多ルートでの通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。(参照：国と県の回線構成図)

災害時には、これら回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。なお、回線の利用方法は、「山梨県防災行政無線利用の手引き」(以下「手引き」という。)による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信ができる。(参照：地域衛星通信ネットワーク構成図)

(2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と各合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線及び衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村間は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。(参照：山梨県防災行政無線回線構成図)

また、防災関係機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも、260MHz デジタル無線を使用し通信を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を配備し、回線の確保を図る。

(3) NTTの措置

ア 非常・緊急通話

災害発生時等における通信手段の確保

災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)を行う。

(4) NTTドコモの措置

ア 非常時・緊急電話、災害発生時における通信手段の確保、災害時の有線電話の確保

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な需要回線を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定される電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 電話利用制限と重要回線の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般電話の問い合わせ、見舞等の電話を制限し県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

ウ 携帯電話の貸し出し

N T T ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対応本部機関等への携帯電話貸出し及び避難所の充電サービスに努める。

エ 災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの提供

地震等の災害発生時のより著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる用伝言板及び音声お届けサービスを速やかに提供する。

オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）を行う。

(5) 他の機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、警察、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

(6) 非常通信協議会の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

ア 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は 200 字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

イ 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動に必要なもの等

(7) 放送の要請

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号	申 込 窓 口
NHK(甲府放送局)	S58. 7. 1		放送部
山梨放送	S58. 7. 1		報道局
テレビ山梨	S58. 7. 1		放送部
エフエム富士	H2. 2. 28		

2 防災行政無線移動系システムの運用

災害発生時には、移動系システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。
(参照：山梨県新防災無線移動系設備一覧表(陸上移動局))

3 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は別に定める「山梨県防災行政無線網関係規程集」に基づき行う。統制管理者(防災危機管理課長)は、災害時等において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めるときは、通信の統制を行う。通信管理者(各無線局の責任者)は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命に従い通信統制を行う。(参照:通信統制系統図)

4 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、防災関係機関等に配信する。

5 アマチュア無線の活用

大規模地震等による災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

6 インターネットシステムの活用

山梨県ホームページ等、インターネットによる情報提供を行なう。
山梨県ホームページの URL は、<https://www.pref.yamanashi.jp/>である。

地域衛星通信ネットワーク構成図



消 防 庁

(番号) ◎-○○○-△△△-××× (凡例参照)

佐賀県庁統制局

岡山県庁統制局

長野県庁統制局

山梨県庁統制局

北海道庁統制局

長崎県庁統制局

広島県庁統制局

岐阜県庁統制局

富山県庁統制局

青森県庁統制局

熊本県庁統制局

山口県庁統制局

愛知県庁統制局

石川県庁統制局

福島県庁統制局

大分県庁統制局

徳島県庁統制局

三重県庁統制局

静岡県庁統制局

埼玉県庁統制局

宮崎県庁統制局

香川県庁統制局

大阪府統制局

新潟県庁統制局

千葉県庁統制局

鹿児島県庁統制局

高知県庁統制局

兵庫県庁統制局

滋賀県庁統制局

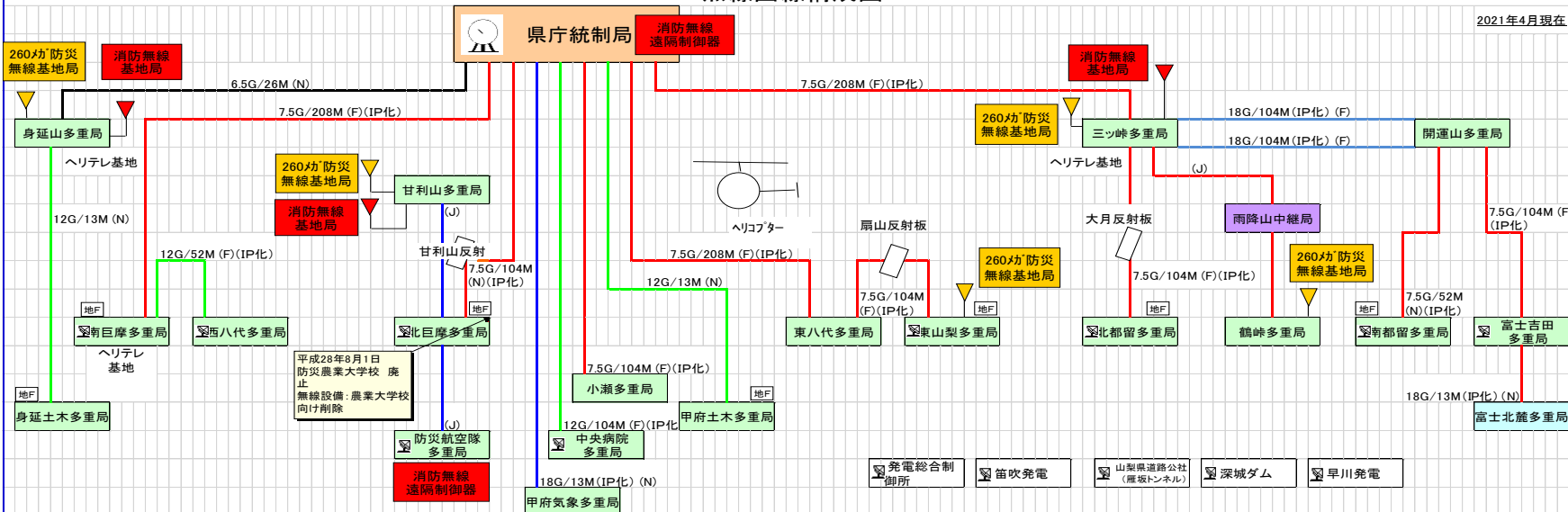
東京都庁統制局

神奈川県庁統制局

凡 例	
◎	発信特番
○○○	都道府県番号
△△△	統制局番
×××	内線番号

無線回線構成図

2021年4月現在



260MHz 防災無線身延山基地局		
防災航空隊	山梨県道路公社	身延建設業協会
峡北消防本部	南アルプス市	
南アルプス市消防本部	甲斐市	
関東財務局甲府財務事	富士川町	
森林管理事務所	早川町	
日赤山梨県支部	身延町	
NHK甲府	南部町	
NEXCO日本甲府	市川三郷町	
山梨県LPガス協会	山梨県社会福祉協議会	
韮崎市立病院	緑が丘スポーツ公園	
白根徳洲会病院	山梨交通	
榊形総合公園	山梨県医師会	
富士川クラブパーク	市川建設業協会	
オギノ	赤帽山梨県	
山梨県管工事協会	山梨県産業廃棄物協会	
山梨県警備業協会	山梨県治山林道協会	

260MHz 防災無線甘利山基地局		
北病院	曾根丘陵公園	山梨県建設技術センター
荒川ダム	いちやまマート	山梨県医薬品卸協同組
塩川ダム	生活協同組合バルシステム	山梨県歯科医師会
大門ダム	山梨県消防設備協会	韮崎中央公園
甲府地区消防本部	韮崎市	知事宅
峡南消防本部	北社市	副知事宅
JR東日本甲府センター	昭和田	防災局長
NTT東日本山梨支店	中央市	防災局次長
日本銀行甲府支店	山梨労働局	火山防災対策室長
東京ガス山梨支店	日本通運山梨支店	知事秘書監
甲府中央郵便局	造園建設業協会	
山梨放送	ドコモCS山梨支店	
テレビ山梨	峡北地区建設業協会	
山梨県看護協会	建設コンサルタンツ協会	
山梨大学医学部付属病	甲府地区建設業協会	
防災安全センター	富士川病院	



260MHz 防災無線東山梨合同庁舎基地局	
笛吹市消防本部	関東運輸局山梨運輸支
東山梨消防本部	山梨県トラック協会
市長会	山梨県バス協会
町村会	山梨市
山梨厚生病院	笛吹市
笛吹川フルーツ公園	新理状・西関東道路建設事務所
生活協同組合ユーコープ	エフエム富士
生活クラブ生活協同組合	笛吹中央病院
山梨県電設協会	塩山建設業協会
甲州市	重機・建設解体工事協同組合
測量設計業協会	防災局長宅

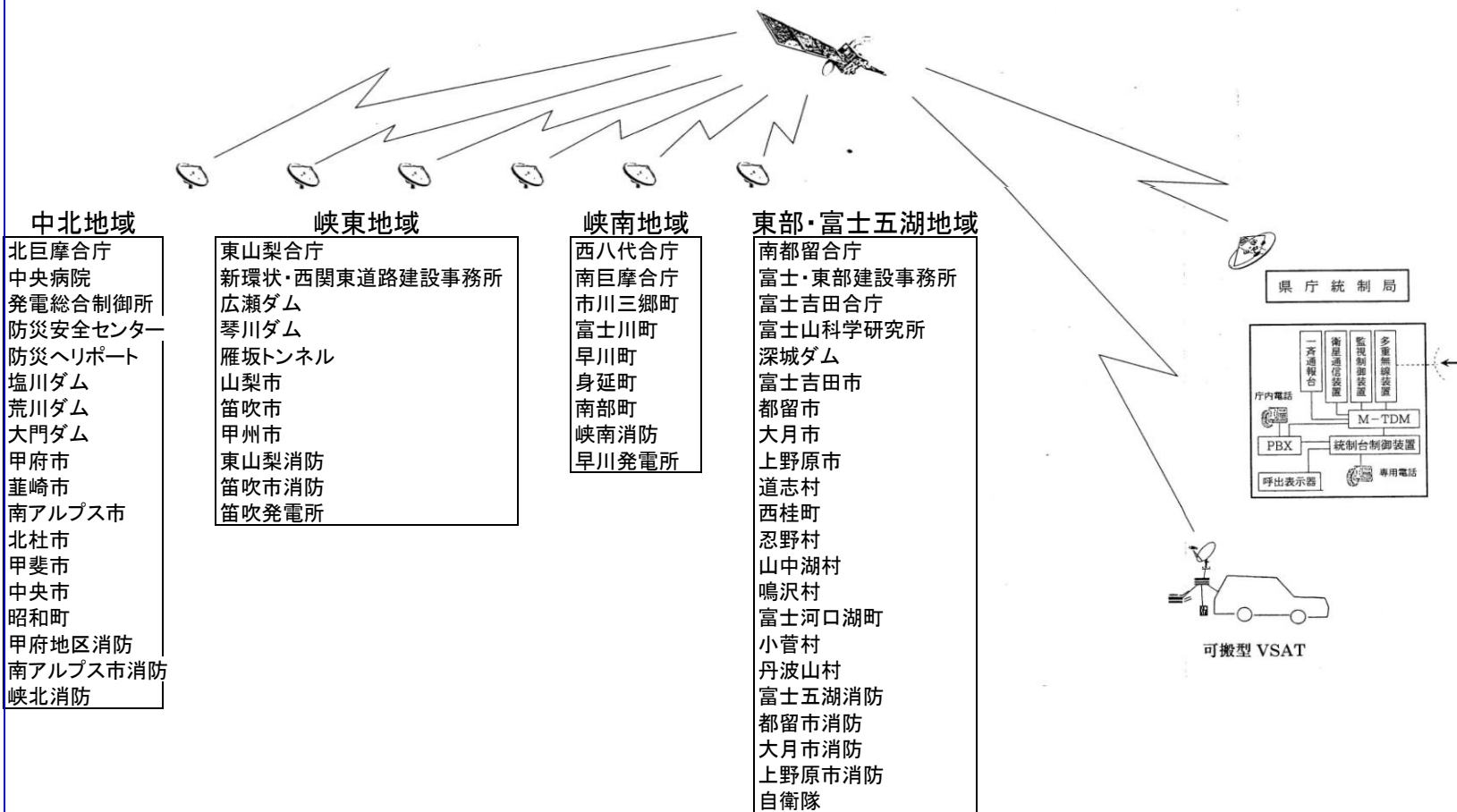
260MHz 防災無線三ツ峠基地局	
富士山科学研究所	甲府市
琴川ダム	富士吉田市
広瀬ダム	都留市
都留市消防本部	大月市
富士五湖消防本部	上野原市
大月市消防本部	道志村
上野原市消防本部	西桂町
関東農政局山梨県拠点	忍野村
NEXCO日本大月	山中湖村
東京電力パワーグリッド山梨総支社	鳴沢村
富士急行	富士河口湖町
吉田ガス	富士吉田市立病院
山梨県建設士会	大月市立中央病院
山梨赤十字病院	岡島
都留市立病院	山梨県建設業協会
	笛吹建設業協会

260MHz 防災無線鶴峠基地局
小管村
丹波山村

..... 光ケーブル
 — 6.5GHz
 — 7.5GHz
 — 12GHz
 — 18GHz

衛星回線(VSAT)
 地上系FAXで配信

山梨県防災行政無線網(衛星系)構成図



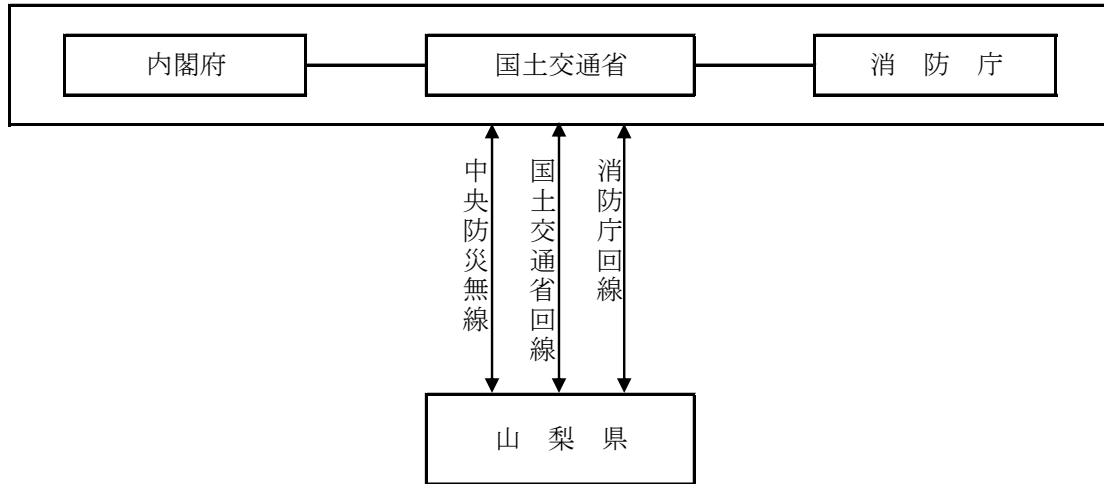
- 中北地域**
- 北巨摩合庁
 - 中央病院
 - 発電総合制御所
 - 防災安全センター
 - 防災ヘリポート
 - 塩川ダム
 - 荒川ダム
 - 大門ダム
 - 甲府市
 - 韮崎市
 - 南アルプス市
 - 北杜市
 - 甲斐市
 - 中央市
 - 昭和町
 - 甲府地区消防
 - 南アルプス市消防
 - 峡北消防

- 峡東地域**
- 東山梨合庁
 - 新環状・西関東道路建設事務所
 - 広瀬ダム
 - 琴川ダム
 - 雁坂トンネル
 - 山梨市
 - 笛吹市
 - 甲州市
 - 東山梨消防
 - 笛吹市消防
 - 笛吹発電所

- 峡南地域**
- 西八代合庁
 - 南巨摩合庁
 - 市川三郷町
 - 富士川町
 - 早川町
 - 身延町
 - 南部町
 - 峡南消防
 - 早川発電所

- 東部・富士五湖地域**
- 南都留合庁
 - 富士・東部建設事務所
 - 富士吉田合庁
 - 富士山科学研究所
 - 深城ダム
 - 富士吉田市
 - 都留市
 - 大月市
 - 上野原市
 - 道志村
 - 西桂町
 - 忍野村
 - 山中湖村
 - 鳴沢村
 - 富士河口湖町
 - 小菅村
 - 丹波山村
 - 富士五湖消防
 - 都留市消防
 - 大月市消防
 - 上野原市消防
 - 自衛隊

国と山梨県の回線構成図



山梨県防災行政無線(半固定型)一覧表

半固定型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所
1	やまなし001	知事宅
2	やまなし002	副知事
3	やまなし003	防災局長
4	やまなし004	防災局次長宅
5	やまなし006	知事秘書監宅
6	やまなし007	防災危機管理課長宅
7	やまなし008	甲府市
8	やまなし009	富士吉田市
9	やまなし010	都留市
10	やまなし011	山梨市
11	やまなし012	大月市
12	やまなし013	韮崎市
13	やまなし014	南アルプス市
14	やまなし015	北杜市
15	やまなし016	甲斐市
16	やまなし017	笛吹市
17	やまなし018	上野原市
18	やまなし019	甲州市
19	やまなし020	中央市
20	やまなし021	市川三郷町
21	やまなし022	富士川町
22	やまなし024	早川町
23	やまなし025	身延町
24	やまなし026	南部町
25	やまなし027	昭和町
26	やまなし028	道志村
27	やまなし029	西桂町
28	やまなし030	忍野村
29	やまなし031	山中湖村
30	やまなし032	鳴沢村
31	やまなし033	富士河口湖町
32	やまなし034	小菅村
33	やまなし035	丹波山村
34	やまなし036	甲府地区広域行政事務組合消防本部
35	やまなし037	都留市消防本部
36	やまなし038	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
37	やまなし039	大月市消防本部
38	やまなし040	峡北広域行政事務組合消防本部
39	やまなし041	笛吹市消防本部
40	やまなし042	峡南広域行政組合消防本部
41	やまなし043	東山梨行政事務組合東山梨消防本部
42	やまなし044	上野原市消防本部
43	やまなし045	南アルプス市消防本部
44	やまなし046	関東森林管理局山梨森林管理事務所
45	やまなし047	関東財務局甲府財務事務所
46	やまなし048	関東農政局山梨県拠点
47	やまなし049	関東運輸局山梨運輸支局
48	やまなし050	山梨労働局
49	やまなし051	陸上自衛隊第1特科隊
50	やまなし052	山梨県市長会
51	やまなし053	山梨県町村会
52	やまなし054	東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター
53	やまなし055	東日本電信電話(株)山梨支店
54	やまなし056	日本銀行甲府支店
55	やまなし057	日本赤十字社山梨県支部
56	やまなし058	日本放送協会甲府放送局
57	やまなし059	中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター
58	やまなし060	中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター
59	やまなし061	日本通運(株)山梨支店
60	やまなし062	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社
61	やまなし063	東京ガス山梨(株)

No.	識別信号	常置場所
62	やまなし064	(株)NTTドコモ山梨支店
63	やまなし065	日本郵便(株)甲府中央郵便局
64	やまなし066	(株)山梨放送
65	やまなし067	(株)テレビ山梨
66	やまなし068	(株)エフエム富士
67	やまなし069	山梨交通(株)敷島営業所
68	やまなし070	富士急行(株)
69	やまなし071	(一社)山梨県トラック協会
70	やまなし072	吉田ガス(株)
71	やまなし073	(一社)山梨県医師会
72	やまなし074	(一社)山梨県LPガス協会
73	やまなし075	山梨県道路公社
74	やまなし076	(公社)山梨県看護協会
75	やまなし077	(一社)山梨県バス協会
76	やまなし078	(福)山梨県社会福祉協議会
77	やまなし080	(一社)山梨県建築士会
78	やまなし081	山梨大学医学部付属病院
79	やまなし082	山梨赤十字病院
80	やまなし083	市立甲府病院
81	やまなし084	山梨厚生病院
82	やまなし085	笛吹中央病院
83	やまなし086	峡南医療センター 富士川病院
84	やまなし087	韮崎市立病院
85	やまなし088	白根徳洲会病院
86	やまなし089	富士吉田市立病院
87	やまなし090	大月市立中央病院
88	やまなし091	(一社)山梨県造園建設業協会
89	やまなし092	櫛形総合公園
90	やまなし093	富士川クラフトパーク
91	やまなし094	防災安全センター
92	やまなし095	緑が丘スポーツ公園
93	やまなし096	笛吹川フルーツ公園
94	やまなし097	曾根丘陵公園
95	やまなし098	(株)岡島
96	やまなし099	富士山火山防災監宅
97	やまなし101	(株)いちやまマート
98	やまなし102	(株)オギノ
99	やまなし104	生活協同組合ユーコープやまなし県本部
100	やまなし105	生活協同組合パルシステム山梨
101	やまなし106	生活クラブ協同組合
102	やまなし107	(一社)山梨県電気設備協会
103	やまなし108	(一社)山梨県消防設備協会
104	やまなし109	(一社)山梨県管工事協会
105	やまなし110	(一社)山梨県治山林道協会
106	やまなし111	(一社)山梨県建設業協会
107	やまなし112	(一社)山梨県警備業協会
108	やまなし113	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
109	やまなし115	(一社)山梨県産業廃棄物協会
110	やまなし116	防災航空隊
111	やまなし117	北病院
112	やまなし118	富士山科学研究所
113	やまなし119	広瀬ダム
114	やまなし120	琴川ダム
115	やまなし121	荒川ダム管理事務所
116	やまなし122	塩川ダム
117	やまなし123	大門ダム
118	やまなし124	都留市立病院
119	やまなし125	新環状・西関東道路建設事務所

No.	識別信号	常置場所
120	やまなし127	(一社)山梨県建設業協会甲府支部
121	やまなし128	(一社)山梨県建設業協会塩山支部
122	やまなし129	(一社)山梨県建設業協会笛吹支部
123	やまなし130	(一社)山梨県建設業協会市川支部
124	やまなし131	(一社)山梨県建設業協会身延支部
125	やまなし132	(一社)山梨県建設業協会峡北支部
126	やまなし133	(一社)山梨県建設業協会富士・東部支部
127	やまなし135	(一社)山梨県測量設計業協会
128	やまなし136	(一社)山梨県建設コンサルタント協会事務局
129	やまなし137	(公社)山梨県建設技術センター
130	やまなし138	サントリー天然水白州工場
131	やまなし139	山梨県医薬品卸協同組合
132	やまなし140	(公社)山梨県薬剤師協会
133	やまなし141	(一社)山梨県歯科医師会
134	やまなし142	桂川ウェルネスパーク
135	やまなし143	韮崎中央公園
136	やまなし144	山梨県重機・建設解体工事業協同組合

山梨県防災行政無線(半固定型以外)一覧表

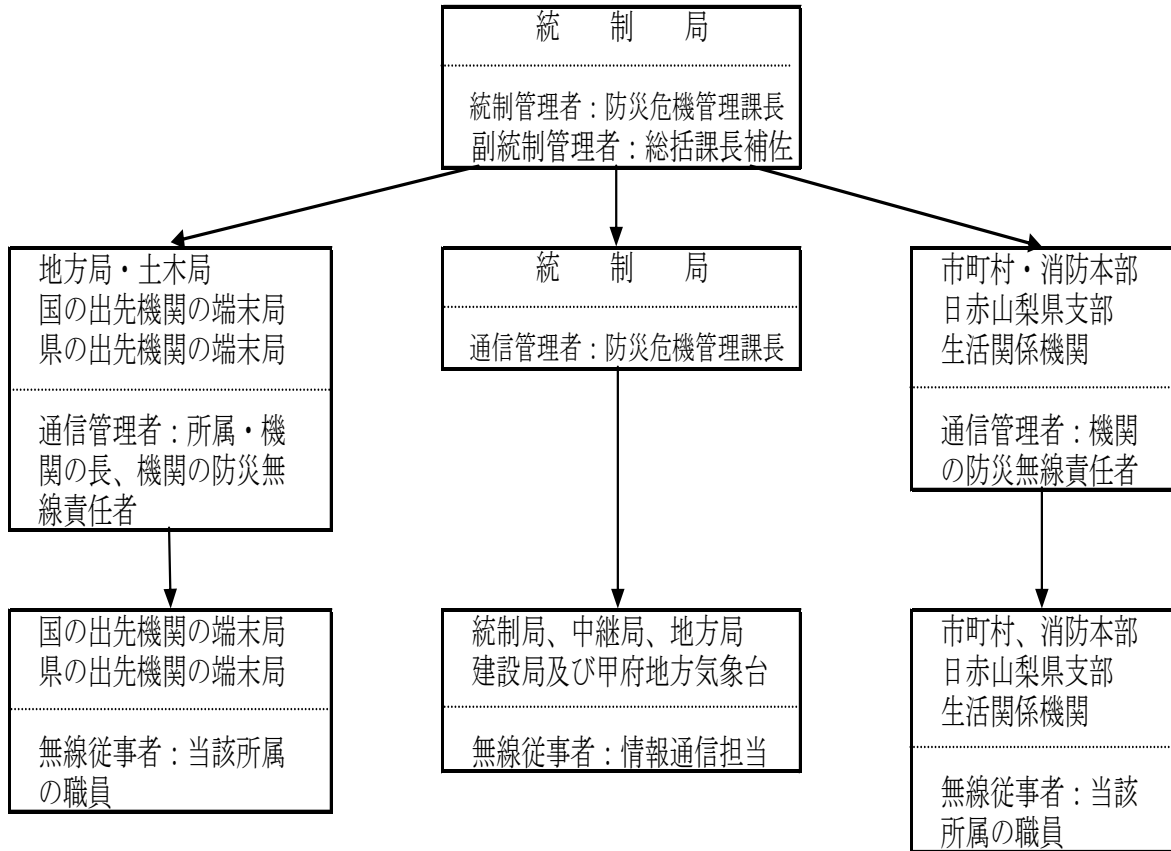
車載型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし201	県庁	知事
2	やまなし202	県庁	部長
3	やまなし203	県庁	部長
4	やまなし204	県庁	部長
5	やまなし205	県庁	部長
6	やまなし206	県庁	部長
7	やまなし207	県庁	部長
8	やまなし208	県庁	防災危機管理課
9	やまなし209	県庁	防災危機管理課
10	やまなし210	県庁	防災危機管理課
11	やまなし211	県庁	林政総務課
12	やまなし212	県庁	道路管理課
13	やまなし213	県庁	治水課
14	やまなし214	県庁	自然共生推進課
15	やまなし215	消防防災航空隊	消防防災航空隊
16	やまなし216	消防防災航空隊	消防防災航空隊
17	やまなし217	荒川ダム	荒川ダム
18	やまなし218	大門ダム	大門ダム
19	やまなし219	広瀬ダム	広瀬ダム
20	やまなし220	塩川ダム	塩川ダム
21	やまなし221	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
22	やまなし222	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
23	やまなし223	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
24	やまなし224	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
25	やまなし225	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
26	やまなし226	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
27	やまなし227	中北建設事務所	中北建設事務所
28	やまなし228	中北建設事務所	中北建設事務所
29	やまなし229	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
30	やまなし230	西八代合同庁舎	峡南地域県民センター
31	やまなし231	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
32	やまなし232	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
33	やまなし233	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
34	やまなし234	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
35	やまなし235	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
36	やまなし236	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
37	やまなし237	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
38	やまなし238	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
39	やまなし239	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
40	やまなし240	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
41	やまなし241	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
42	やまなし242	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
43	やまなし243	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
44	やまなし244	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
45	やまなし245	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
46	やまなし246	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
47	やまなし247	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
48	やまなし248	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
49	やまなし249	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所
50	やまなし250	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

携帯型(出力2W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし301	県庁	防災危機管理課
2	やまなし302	県庁	防災危機管理課
3	やまなし303	県庁	防災危機管理課
4	やまなし304	県庁	防災危機管理課
5	やまなし305	県庁	防災危機管理課
6	やまなし306	県庁	防災危機管理課
7	やまなし307	県庁	防災危機管理課
8	やまなし308	県庁	防災危機管理課
9	やまなし309	県庁	防災危機管理課
10	やまなし310	県庁	防災危機管理課
11	やまなし311	県庁	防災危機管理課
12	やまなし312	県庁	防災危機管理課
13	やまなし313	県庁	防災危機管理課
14	やまなし314	県庁	防災危機管理課
15	やまなし315	県庁	防災危機管理課
16	やまなし316	県庁	防災危機管理課
17	やまなし317	県庁	防災危機管理課
18	やまなし318	県庁	秘書グループ
19	やまなし319	県庁	秘書グループ
20	やまなし320	県庁	防災危機管理課
21	やまなし321	消防防災航空隊	消防防災航空隊
22	やまなし322	消防防災航空隊	消防防災航空隊
23	やまなし323	消防防災航空隊	消防防災航空隊
24	やまなし324	消防防災航空隊	消防防災航空隊
25	やまなし325	消防防災航空隊	消防防災航空隊
26	やまなし326	消防防災航空隊	消防防災航空隊
27	やまなし327	消防防災航空隊	消防防災航空隊
28	やまなし328	消防防災航空隊	消防防災航空隊
29	やまなし329	消防防災航空隊	消防防災航空隊
30	やまなし330	消防防災航空隊	消防防災航空隊
31	やまなし331	消防防災航空隊	消防防災航空隊
32	やまなし332	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
33	やまなし333	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
34	やまなし334	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
35	やまなし335	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
36	やまなし336	中北建設事務所	中北建設事務所
37	やまなし337	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
38	やまなし338	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
39	やまなし339	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
40	やまなし340	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
41	やまなし341	峡南建設事務所(身延)	峡南建設事務所(身延)
42	やまなし342	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
43	やまなし343	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
44	やまなし344	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
45	やまなし345	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
46	やまなし346	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
47	やまなし347	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
48	やまなし348	南都留合同庁舎	富士・東部林務環境事務所
49	やまなし349	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
50	やまなし350	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

通 信 統 制 系 統 図



第4節 水防対策

1 水防の責任

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条6）。

具体的には主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- エ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表及び通知
（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ク 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知
（法第13条第2項及び第3項）
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- コ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- サ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- シ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ス 水防信号の指定（法第20条）
- セ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ソ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- タ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防が十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
（法第15条）
- カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- キ 要配慮者利用施設から避難確保計画作成又は避難訓練結果の報告を受けたとき、

- 必要な助言又は勧告（法第 15 条の 3）
- ク 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ケ 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- コ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- サ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- シ 警戒区域の設定（法第 21 条）
- ス 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- セ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ソ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- タ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- チ 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ツ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- テ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ト （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ナ 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ニ 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ヌ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ネ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ノ 消防事務との調整（法第 50 条）

(3) 国土交通省の責任

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- イ 洪水予報の発表及び通知
（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ウ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- エ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- カ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- キ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ク 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ケ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- コ 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- サ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- シ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(4) 河川管理者の責任

- ア 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

(5) 気象庁の責任

- ア 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知
（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項及び第 15 条第 1 項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

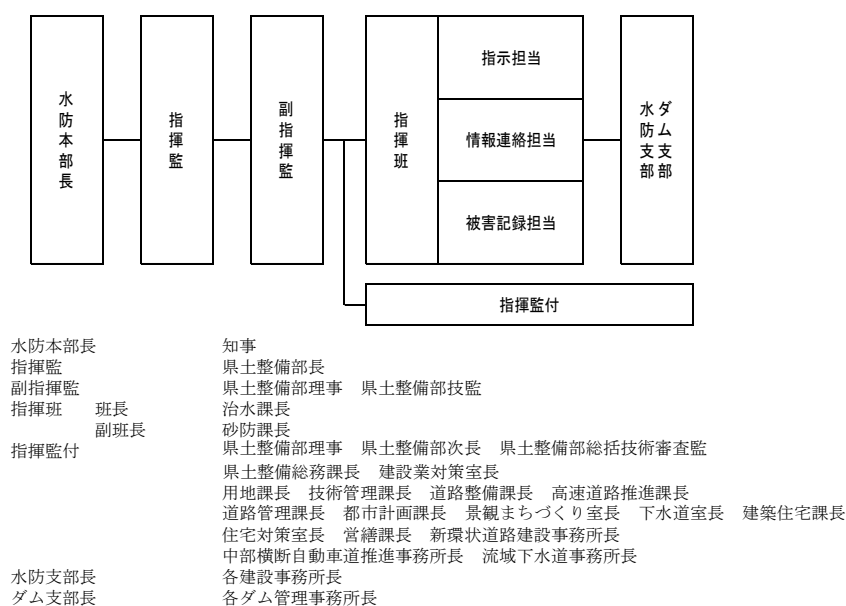
(6) 居住者等の義務

- ア 水防への従事（法第 24 条）
- イ 水防通信への協力（法第 27 条）

(7) 水防協力団体の義務

- ア 決壊の通報（法第 25 条）
- イ 決壊後の処置（法第 26 条）
- ウ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- エ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

2 県の水防組織



3 巡視警戒及び重要水防区域

(1) 巡視及び警戒

ア 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章協力応援に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

イ 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章7節「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

水防管理者等は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 重要水防区域

土石流危険区域は資料のとおり(重要水防区域は水防計画による)

4 資機材の整備及び輸送

(1) 資機材の整備

指定水防管理団体の重要水防区域内の水防倉庫の備蓄資機材基準は次のとおりである。

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
8 番鉄線	6,000m	つるはし	3 丁	は し ご	1 丁	鎌	5 丁
10 番鉄線	5,000m	継 ぎ	50 枚	バ ケ ッ ツ	1 個	照 明 灯 (携帯用)	5 丁
12 番鉄線	4,000m	蛇 籠	30 本	掛 矢	3 丁	鉋	5 丁
ワイヤー	300m	丸 太	長 5.0m 30 本 未口 30cm	一 輪 車	3 台	鋸	5 丁
空 俵 等	300 俵	〃	〃 4.0m 30 本 〃 10cm	麻 縄	200 本	ペ ン チ	3 丁
苧	300 枚	〃	〃 5.5m 30 本 〃 12cm	詰 石	若干	足 場 板	2 枚
鋤 廉	10 丁	〃	〃 2.0m 100 本 〃 10cm	予 備 土	若干	照 明 器 具	若干
スコップ	10 丁	机、椅子	1 式	かすがい	50 本	ワイヤー カッター	2 丁

(2) 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各建設事務所長は、

管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所に提出しておくものとする。

ア 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

イ 万々に備えた多角的輸送路の選定図

5 通信連絡

(1) 水防本部の通信連絡

水防上の必要な情報は、次の手段による。

- 第1連絡 県防災行政無線
- 第2連絡 NTT電話
- 第3連絡 警察電話
- 第4連絡 警察超短波無線
- 第5連絡 JR専用電話
- 第6連絡 電報
- 第7連絡 自動車・鉄道
- 第8連絡 自転車
- 第9連絡 徒歩

(2) 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体は迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

水防管理団体は水防団体及び消防機関等との連絡のため、NTT加入電話（所有者）または有線放送等を水防時に利用することを協定し非常通話ができるよう措置しておくものとする。

(3) 放送通信施設の利用を必要とするもの

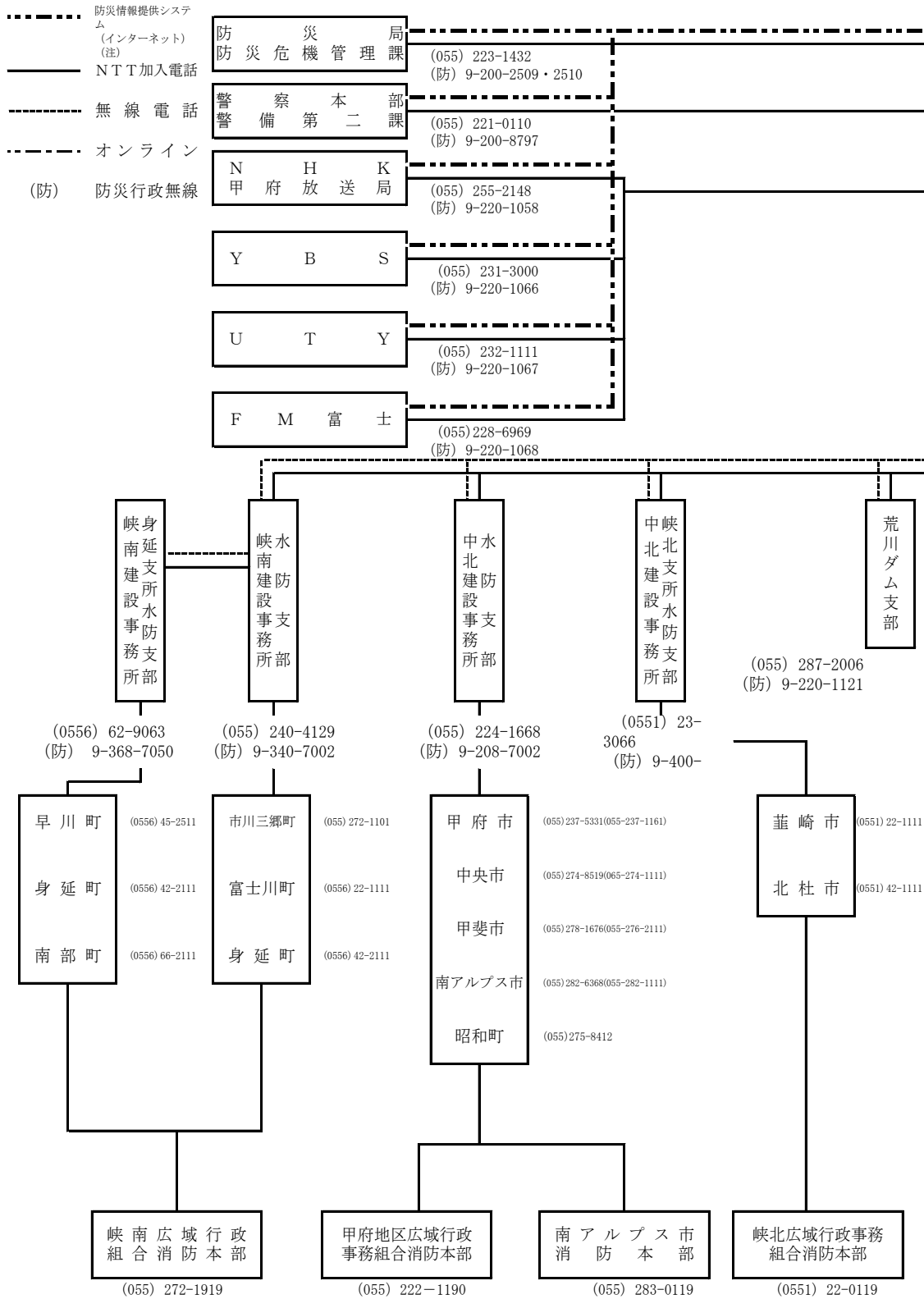
次の事項につき必要なときは、放送局に対し一般放送を要請する。

- ア 気象台が行う洪水警報、国土交通省又は県と気象台が共同して行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報
- イ 県水防本部が緊急に水防管理団体に対して発する出動の指示
- ウ 県水防本部が住民に対し避難を開始する必要がある旨を告げる警報
- エ 国土交通省又は県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる発表

水防管理団体 連絡先一覧

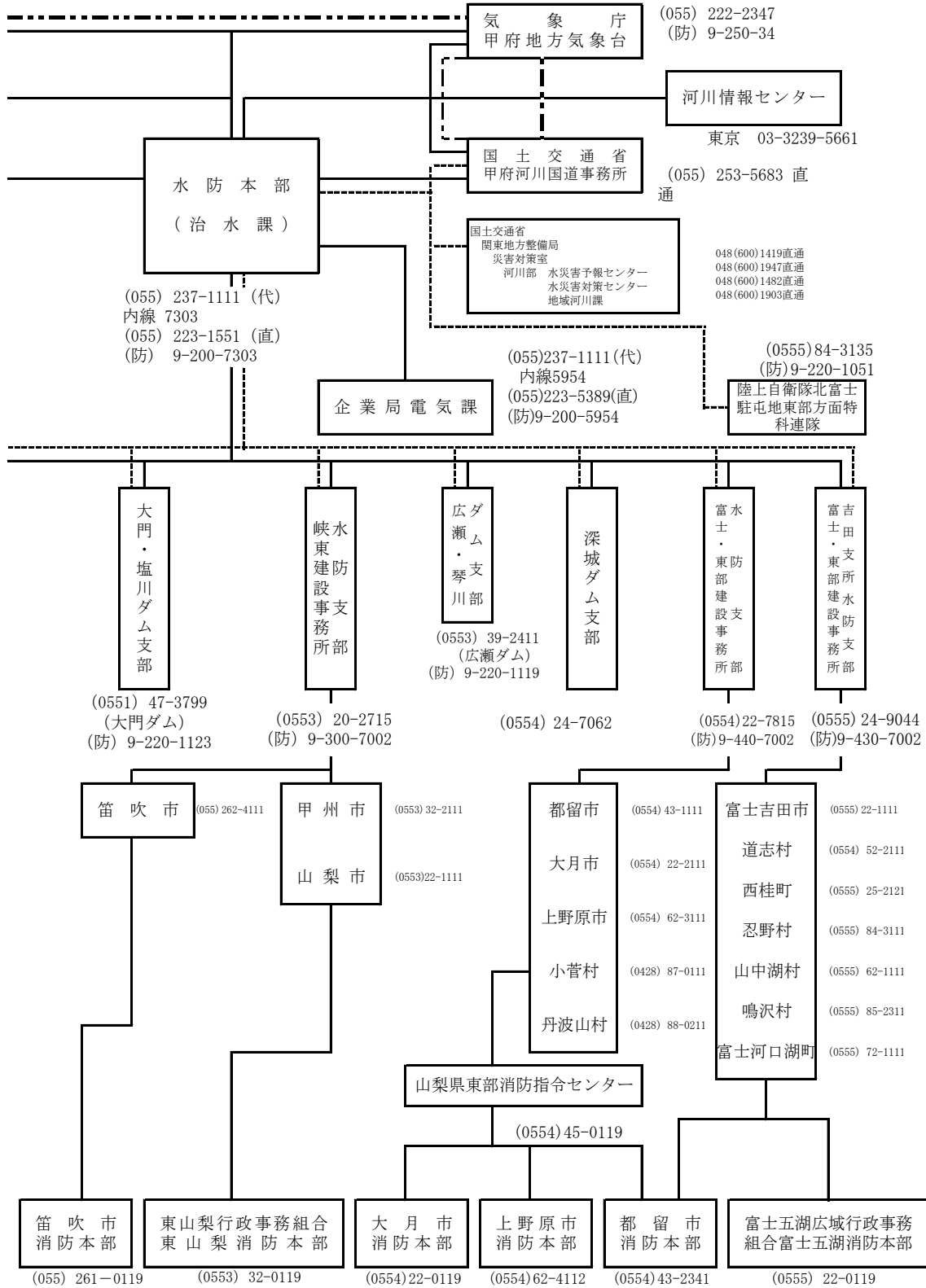
	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川	
					洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知
1	甲府市	まちづくり部まち整備室 道路河川課 (水防管理団体)	055-237-5842	055-227-8067	○		○	○
		市長直轄組織 危機管理室防災企画課 (避難指示発令担当)	055-237-5331	055-237-9911				
2	山梨市	防災危機管理課 (水防管理団体)	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○		○
		防災危機管理課 (避難指示発令担当)	0553-22-1111	0553-23-2800				
3	韮崎市	総務課 (水防管理団体)	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○	
		(避難指示発令担当)	0551-22-1111	0551-22-8479				
4	南アルプス市	道路整備課 (水防管理団体)	055-282-6368	055-282-6319	○	○		○
		消防課	055-282-7214	055-282-6495				
		防災危機管理課 (避難指示発令担当)	055-282-6494	055-282-1112				
5	北杜市	建設部道路河川課 (水防管理団体)	0551-42-1323	0551-42-1122			○	
		総務部消防防災課 (避難指示発令担当)	0551-42-1323	0551-42-1122				
6	甲斐市	防災危機管理監 (水防管理団体)	055-278-1676	055-278-2047	○	○	○	○
		防災危機管理課 (避難指示発令担当)	055-278-1676	055-278-2047				
7	笛吹市	建設部 土木課 (水防管理団体)	055-261-3333	055-261-3335	○	○		○
		総務部 防災危機管理課 消防防災担当 (避難指示発令担当)	055-261-3361	055-262-4115				
8	甲州市	総務課 (水防管理団体)	0553-32-5041	0553-32-1818				○
		行政・防災担当 (避難指示発令担当)	0553-32-5041	0553-32-1818				
9	中央市	危機管理課 (水防管理団体)	055-274-8519	055-274-7130	○		○	○
		(避難指示発令担当)	055-274-8519	055-274-7130				
10	市川三郷町	土木整備課 公共土木係 (水防管理団体)	055-272-6090	055-272-5601	○			○
		防災課	055-272-1175	055-272-2525				
		防災課 防災防犯係 (避難指示発令担当)	055-272-1175	055-272-2525				
11	身延町	建設課 公共土木担当 (水防管理団体)	0556-42-4808	0556-42-2127	○	○		
		交通防災課 交通防災担当 (避難指示発令担当)	0556-42-4809	0556-42-2127				
12	南部町	建設課 (水防管理団体)	0556-66-3408	0556-66-2190	○			
		交通防災課 (避難指示発令担当)	0556-66-3417	同上				
13	富士川町	(水防管理団体)	0556-22-7218	0556-22-7218	○			○
		(避難指示発令担当)	0556-22-7218	0556-22-7218				
14	昭和町	(水防管理団体)	055-275-8412	055-275-5250	○		○	
		(避難指示発令担当)	055-275-8154	055-275-2109				
15	上野原市	建設課 管理担当 (水防管理団体)	0554-62-3123	0554-62-1086				○
		危機管理室 危機管理担当 (避難指示発令担当)	0554-62-3145	0554-62-5333				
16	大月市	建設課 (水防管理団体)	0554-20-1839	0554-20-1533				○
		総務管理課 (避難指示発令担当)	0554-23-8008	0554-23-1216				
17	都留市	総務課危機管理担当 (水防管理団体)	0554-46-0111	0554-43-5049				○
		総務課危機管理担当 (避難指示発令担当)	0554-46-0111	0554-43-5049				
18	西桂町	建設水道課 (水防管理団体)	0555-25-2121	0555-20-2015				○
		総務課 (避難指示発令担当)	0555-25-2121	0555-20-2015				
19	富士吉田市	(水防管理団体)	0555-22-1111	0555-22-1030				○
		安全対策課 (避難指示発令担当)	0555-22-1111	0555-22-1030				
20	忍野村	建設課 (水防管理団体)	0555-84-7793	0555-84-7805				○
		総務課 (避難指示発令担当)	0555-84-7791	0555-84-3717				
21	山中湖村	村土整備課 建設係 (水防管理団体)	0555-62-9975	0555-62-0827				○
		総務課 危機管理係 (避難指示発令担当)	0555-62-1111	0555-62-3088				

水 防 連 絡



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

通 信 網 図



6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

国土交通大臣は指定した富士川（釜無川を含む）と笛吹川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで 右岸 山梨県韮崎市神山町鍋山 字釜無河原 218番169地先 武田橋上流端から 海まで	船山橋 清水端 南部
笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで 右岸 山梨県山梨市大字東字御堂淵453番地先 岩手橋上流端から富士川への合流点まで	石和

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m
	南部	なんぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m
笛吹川	石和	いさわ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
富士川（釜無川を含む）	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は 「氾濫発生情報(氾濫 水の予報)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※ ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報※、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：※は国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報にのみ適用する。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

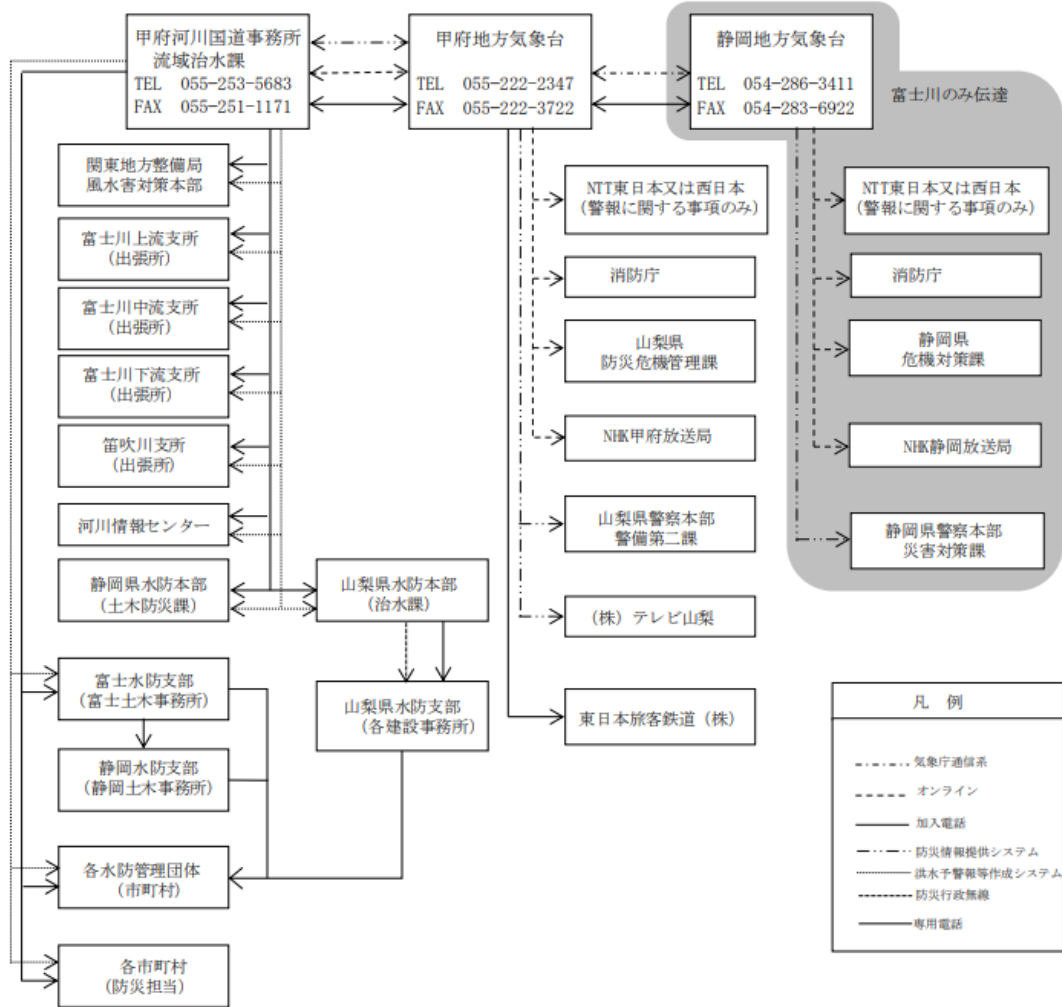


図-1 山梨県水防支部(各建設事務所)から水防管理団体への周知系統図

対象河川	基準水位観測所	情報発信事務所	水防管理団体
富士川	船山橋	中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町
		中北建設事務所 峡北支所	韭崎市
		峡南建設事務所	市川三郷町
	清水端	峡南建設事務所	市川三郷町、身延町
		峡南建設事務所	身延町
		峡南建設事務所 身延支所	南部町
笛吹川	石和	中北建設事務所	甲府市
		峡東建設事務所	笛吹市

7 県と気象庁が共同して行う洪水予報

山梨県知事は気象庁と協議して指定した荒川と塩川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については、山梨県中北建設事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防上の洪水予報を発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域		洪水予報基準地点
荒川	左岸 右岸	山梨県甲府市飯田二丁目46番地先から笛吹川合流点まで 山梨県甲府市下飯田一丁目476番の1地先から笛吹川合流点まで	荒川水位観測所
塩川	左岸 右岸	山梨県北杜市明野町上手字下反保278番-1地先から 山梨県甲斐市宇津谷字滝沢5577番-1地先まで 山梨県韮崎市中田町小田川字八ッ倉923番-4地先から 山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先まで	岩根橋水位観測所

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
荒川	荒川	あらかわ	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m
塩川	岩根橋	いわねばし	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

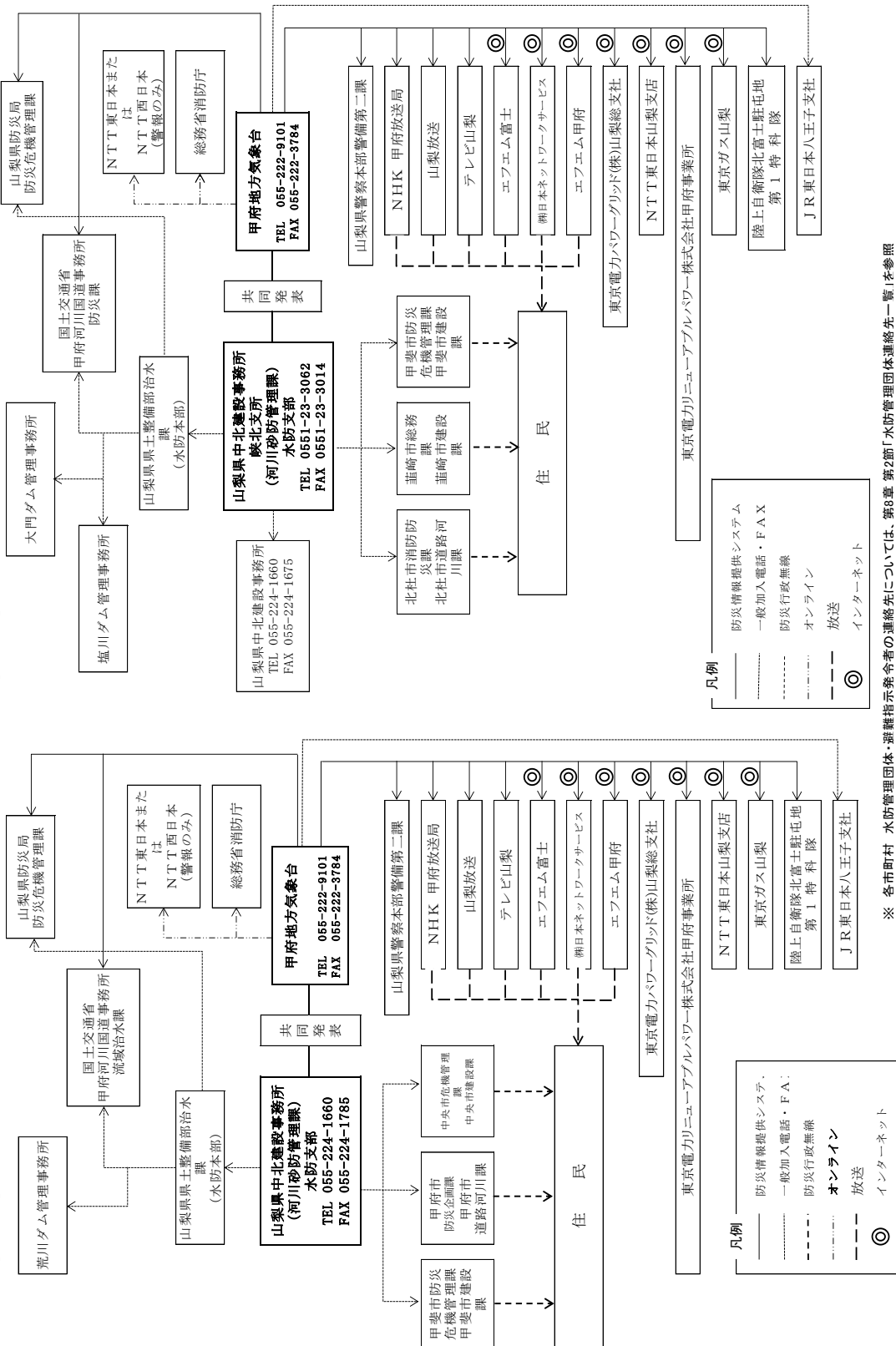
(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
荒川	山梨県中北建設事務所、甲府地方気象台
塩川	山梨県中北建設事務所峡北支所、甲府地方気象台

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段
〔荒川〕



8 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

○富士川水系

河川名	区 域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋から県境まで 右岸 山梨県韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋から県境まで
支 川 塩 川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先塩川橋から幹川合流点まで
支 川 御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで
支 川 笛吹川	左岸 山梨県山梨市大字七日市場字上川窪1233-1地先岩手橋から幹川合流点まで 右岸 同県同市大字東字御堂淵453番地先岩手橋から幹川合流点まで
小支川 重 川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
小支川 日 川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
支 川 早 川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

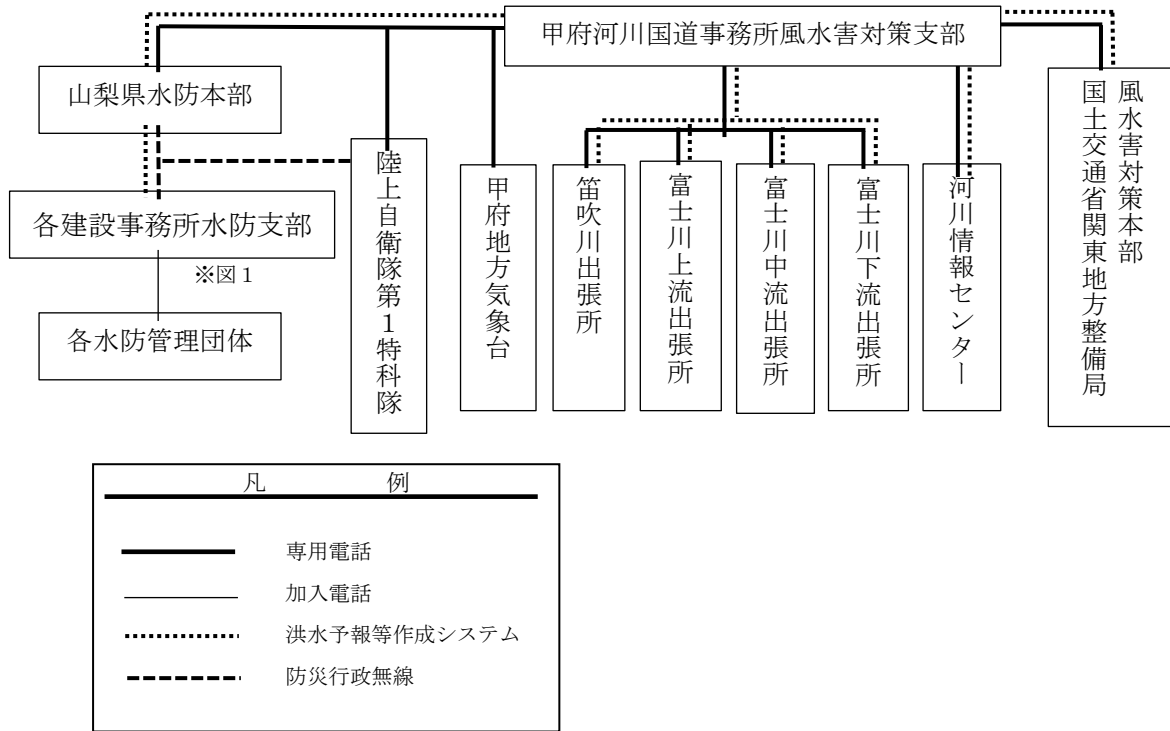
(2) 水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位は次のとおりである。

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
笛吹川 重川 日川	石和	1.50	2.00	2.90	3.30	4.14
笛吹川 濁川	桃林橋	1.80	2.50			6.63
釜無川 塩川 御勅使川	船山橋	1.50	2.00	2.00	2.20	3.29
釜無川	浅原橋	4.30	4.60			5.95
富士川	清水端	3.00	3.40	6.50	7.20	10.65
富士川 早川	南部	2.50	3.80	4.20	4.90	8.18

(3) 水防警報の伝達経路及び手段

ア 水防警報連絡系統図（基本形）



イ 水防警報連絡系統図（協力形）

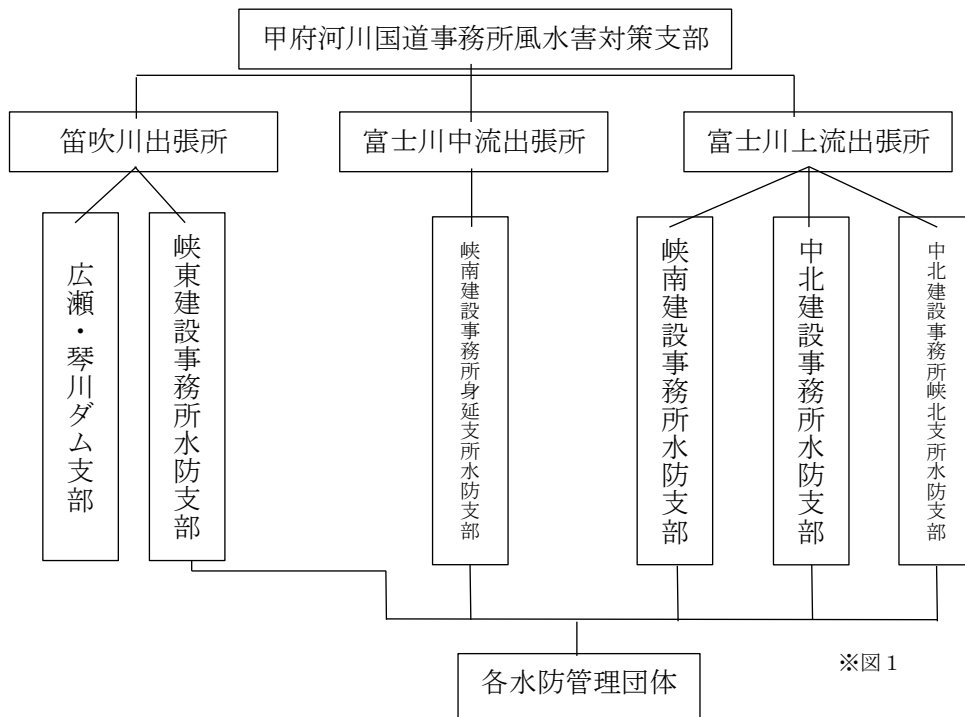
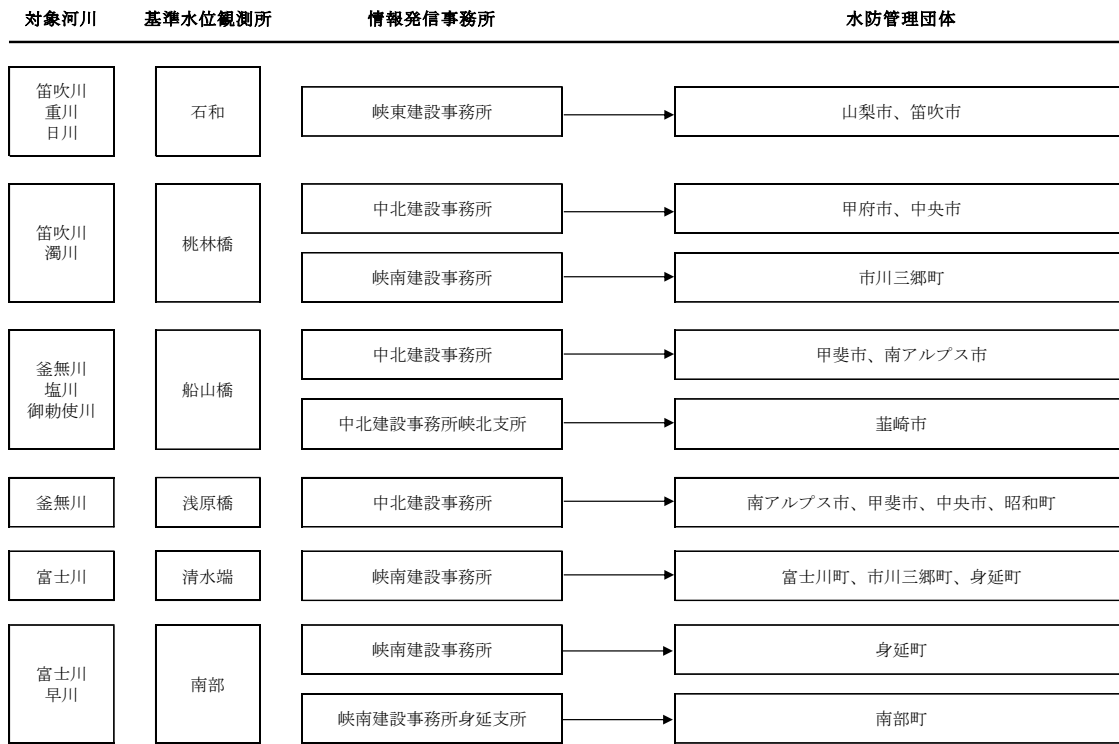


図-1 山梨県水防支部（各建設事務所）から水防管理団体への周知系統図



(4) 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、または、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	大雨・洪水警報・大雨特別警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、上記に準じて水防警報を発表する。		

9 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

水防法 16 条（水防警報）の規定により、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する河川及び区域は次のとおりである。

水系	河川名	区域
富士川	荒川	左岸 甲府市山宮町 4 8 3 番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛匂 8 8 番の 1 地先金石橋から笛吹川合流点まで
	塩川	左岸 北杜市明野町上神取 1 6 6 6 番の 1 地先から甲斐市宇津谷字滝沢 5 5 7 7 番の 1 地先まで 右岸 北杜市須玉町東向 1 0 6 8 番の 1 地先から韮崎市本町四丁目 3 1 2 5 番地先まで
	相川	左岸 甲府市古府中町 6 0 3 3 番の 6 地先から甲府市宝二丁目 1 0 2 3 番地先まで 右岸 甲府市塚原町 7 番の 2 地先から甲府市飯田五丁目 6 5 9 番地先まで
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目 7 8 番の 2 地先から甲府市下曾根町 3 3 0 4 番地の 2 地先まで 右岸 甲府市宝一丁目 7 0 番の 1 地先から甲府市大津町 1 8 7 1 番地の 1 地先まで
	平等川	左岸 山梨市山根 3 2 0 番の 1 地先から甲府市上曾根町 1 8 3 9 番地の 3 地先まで 右岸 山梨市山根 3 4 0 番地先から甲府市小曲町 1 5 0 5 番地先まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町 1 2 3 7 番の 1 地先から中央市高部 1 0 4 9 番の 2 地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町 7 6 番の 2 地先から中央市高部 1 9 2 2 番の 4 地先新滝戸川橋まで
	境川	左岸 笛吹市境川町藤袋 8 8 5 番地先から甲府市白井町 9 5 0 番の 4 地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪 7 番の 6 地先から甲府市白井町 2 2 8 0 番の 1 地先白井河原橋まで
	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬 1 1 7 番の 1 地先から南アルプス市川西 7 番の 1 地先まで 右岸 南アルプス市上野 2 2 6 番の 4 地先から南巨摩郡富士川町大柵 8 9 6 番の 1 地先まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園 1 6 0 1 番の 3 地先から南アルプス市川東 4 2 番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地 4 7 2 番の 4 地先から南アルプス市川西 7 番の 1 地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野 4 8 1 6 番地先から西八代郡市川三郷町市川大門 2 5 4 7 番の 1 地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野 3 7 9 9 番の 1 地先から西八代郡市川三郷町市川大門 3 1 1 1 番の 2 地先まで
釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水 2 2 4 9 番の 3 地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目 4 6 2 1 番 4 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水 3 8 0 番の 2 2 地先花水坂橋か	

		ら韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで
御勅使川	左岸	南アルプス市須澤字清水174番の1地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで
	右岸	南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先源堰堤から南アルプス市六科字北新田448番の1地先御勅使川橋まで
重川	左岸	甲州市塩山上栗生野字長田1169番地先新千野橋から山梨市歌田字北河原1179番の2地先重川橋まで
	右岸	甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先新千野橋から山梨市下石森字雲林584番の5地先重川橋まで
日川	左岸	甲州市勝沼町上岩崎字狐原843番の1地先新祝橋から笛吹市一宮町田中字山之神133番の3地先日川橋まで
	右岸	甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から山梨市一町田中字前田91番の2地先日川橋まで
鎌田川	左岸	甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
	右岸	甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで
貢川	左岸	甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2765番の1地先まで
	右岸	甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目849番の1地先まで
戸川	左岸	南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鰻沢字薄田340番の20地先まで
	右岸	南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鰻沢字新地835番の8地先まで
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
	宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

水系	河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
富士川	荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
	塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74

	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	2.84
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	2.10
	釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30	2.80
		国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60	4.40
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	4.60
	重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60	1.70
		赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10	2.70
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	2.10
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90
	戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10	3.40
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	4.20
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00	4.00
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60	3.00
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20	3.00
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80	2.60

(3) 水防警報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図

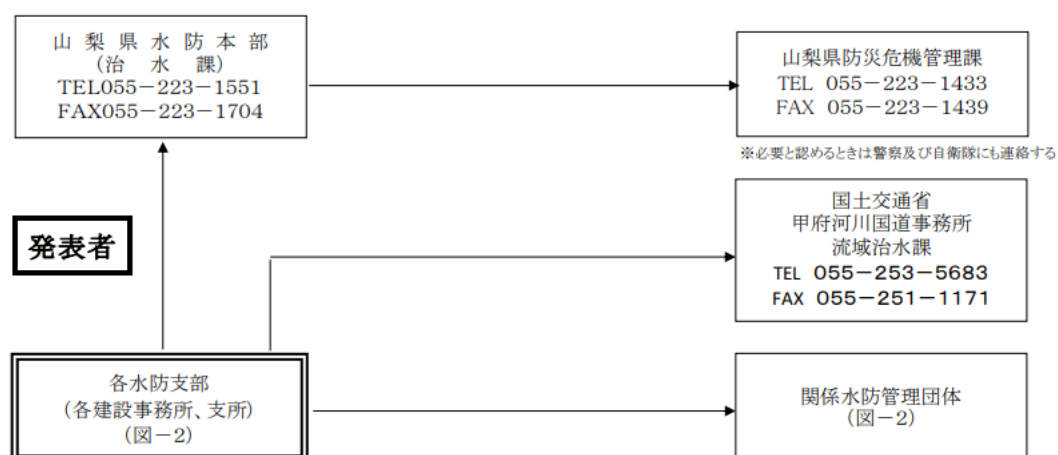


図-1-1 相模川水系各河川の水防警報連絡系統図

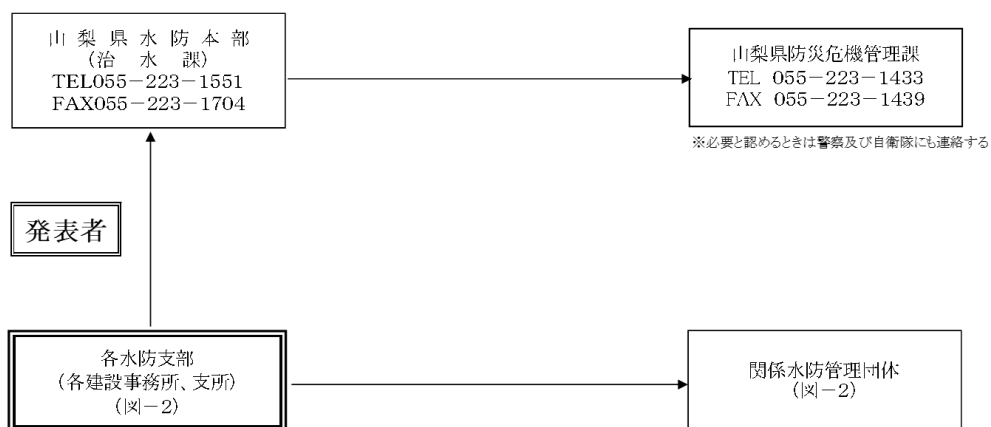
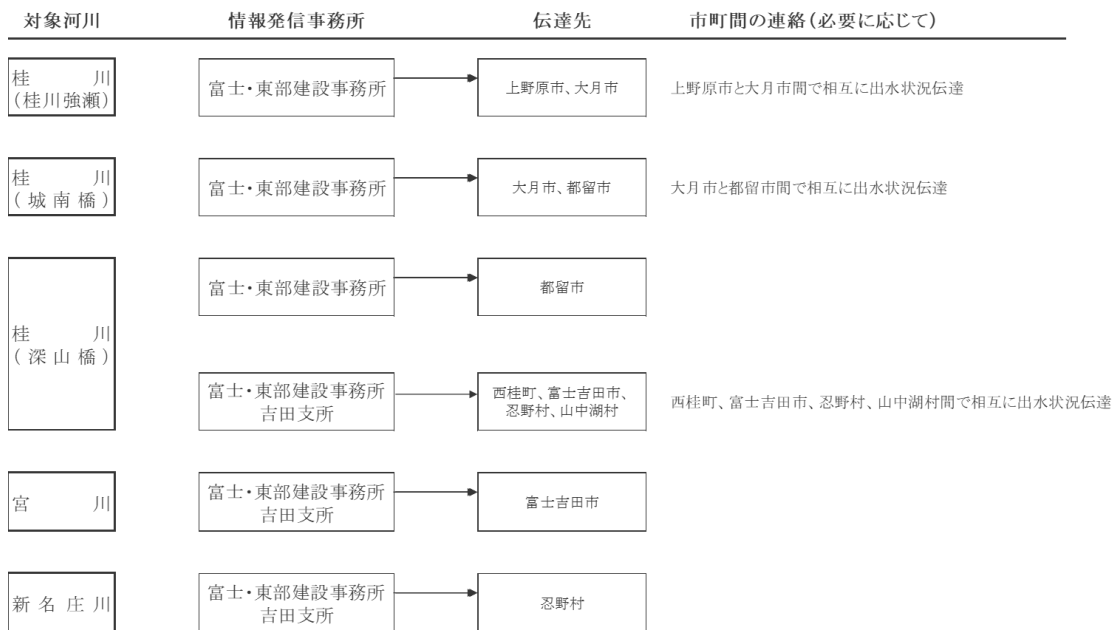


図-2 富士川水系各河川の水防本部（県）から水防管理者等への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市	甲府市、甲斐市、中央市間で相互に出水状況伝達
相川	中北建設事務所	甲府市	
濁川	中北建設事務所	甲府市	
平等川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達
滝沢川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦川	峡南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
釜無川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達
御勅使川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市	山梨市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
日川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌田川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
貢川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸川	峡南建設事務所	富士川町	

図-2-1 相模川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



(4) 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、また、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要と認められるもの。	状況により必要と認めるとき。

10 国土交通省が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 山梨県韮崎市本町四丁目3125番地先塩川橋から幹川合流点まで
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで
重川	左岸 山梨県山梨市大字一町田中地先重川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県同市大字下石森地先重川橋から笛吹川合流点まで
日川	左岸 山梨県笛吹市一宮町大字田中地先日川橋から笛吹川合流点まで 右岸 同県山梨市大字一町田中地先日川橋から笛吹川合流点まで
早川	左岸 山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで 右岸 同県同郡身延町大字粟倉地先早川橋から幹川合流点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位 (通報水位)	避難判断水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
塩川	金剛地	(6.60)	7.60	7.80
御勅使川	堀切	(1.30)	1.80	2.00
重川	重川	(1.80)	1.90	2.20
日川	日川	(2.40)	4.20	4.70
早川	早川	(-0.20)	3.50	4.37

注) 氾濫注意水位 (通報水位) の () 内の数字は、水防警報発令の参考値である。

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図

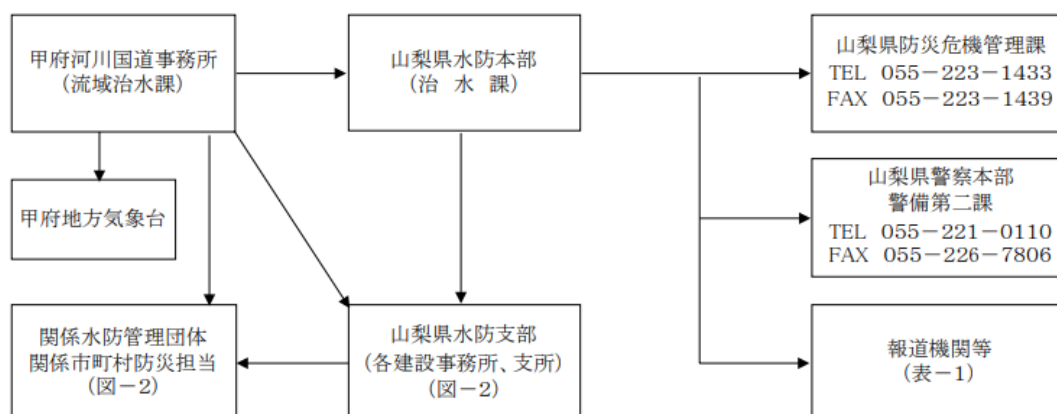


図-2 富士川水系塩川・御勅使川・日川・重川・早川の氾濫危険水位の水防本部の県から水防管理者等への通知及び周知系統図

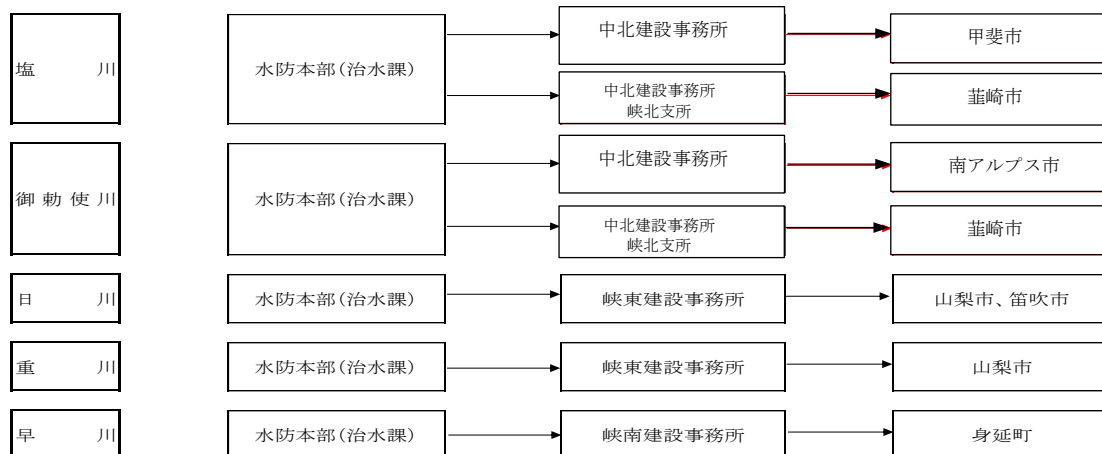


表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム甲府
電話番号						
FAX番号						

1 1 県が行う水位到達情報の通知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	区域
富士川	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで
	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市中心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで
	境川	左岸 笛吹市境川町藤袋885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで
	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで

		右岸 南アルプス市上野 2 2 6 番の 4 地先から南巨摩郡富士川町大 栴 8 9 6 番の 1 地先まで
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園 1 6 0 1 番の 3 地先から南アルプス市川東 4 2 番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地 4 7 2 番の 4 地先から南アルプス市川西 7 番の 1 地先まで
	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野 4 8 1 6 番地先から西八代郡市川三 郷町市川大門 2 5 4 7 番の 1 地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野 3 7 9 9 番の 1 地先から西八代郡市 川三郷町市川大門 3 1 1 1 番の 2 地先まで
	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水 2 2 4 9 番の 3 地先花水坂橋から韮 崎市水神一丁目 4 6 2 1 番 4 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水 3 8 0 番の 2 2 地先花水坂橋から 韮崎市神山町鍋山字釜無河原 2 1 8 番 1 6 9 地先武田橋まで
	御勅使 川	左岸 南アルプス市須澤字清水 1 7 4 番の 1 地先源堰堤から韮崎市 龍岡町下條南割字西原 5 9 6 番 1 1 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先源堰堤から南アルプ ス市六科字北新田 4 4 8 番の 1 地先御勅使川橋まで
	重川	左岸 甲州市塩山上粟生野字長田 1 1 6 9 番地先新千野橋から山梨 市歌田字北河原 1 1 7 9 番の 2 地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先新千野橋から山梨市 下石森字雲林 5 8 4 番の 5 地先重川橋まで
	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字狐原 8 4 3 番の 1 地先新祝橋から笛吹 市一宮町田中字山之神 1 3 3 番の 3 地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所 2 5 2 0 番の 1 0 地先新祝橋から山 梨市一町田中字前田 9 1 番の 2 地先日川橋まで
	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間 1 1 6 3 番地先から中央市今福字大角 6 8 7 番の 1 地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間 1 1 5 5 番の 6 地先から中央市今福字大 角 6 8 7 番の 1 地先まで
	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原 3 8 9 番の 3 地先から甲府市上石田二 丁目 2 7 6 5 番の 1 地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前 1 5 番地先から甲府市上石田二丁目 8 4 9 番の 1 地先まで
	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居 5 9 0 番の 1 地先から南巨 摩郡富士川町鯉沢字薄田 3 4 0 番の 2 0 地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾 5 7 6 5 番の 3 地先から南巨摩 郡富士川町鯉沢字新地 8 3 5 番の 8 地先まで
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 2 1 番 2 5 地先から上野原 市上野原字境川 1 4 番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻 1 4 6 5 番 1 地先から上野原市 鶴島字廻り戸 1 3 1 番 2 地先まで

	宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

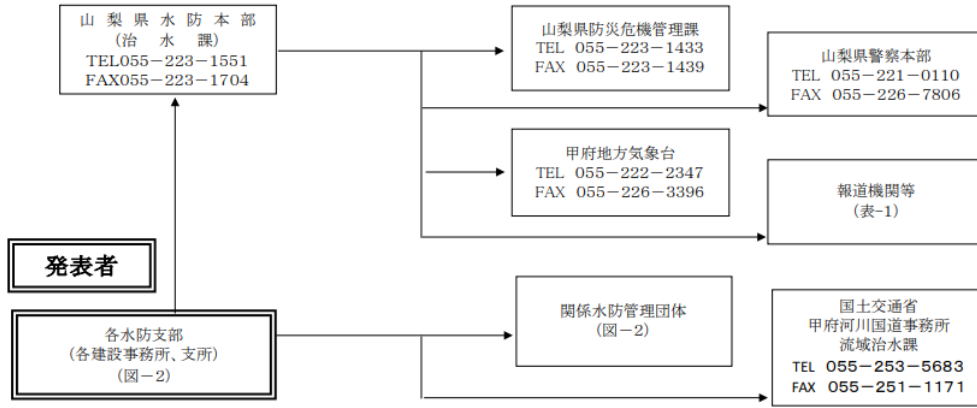
(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

水系	河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位	
富士川	相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	
	濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	
	平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	
	滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	
	境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	
	坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	
	滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50	
	芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40	
	釜無川		穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30
			国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60
	御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80	
	重川		重川	0.70	1.20	1.40	1.60
			赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10
	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	
	鎌田川	鎌田川	3.30	4.60	5.30	5.70	
	貢川	貢川	1.40	2.10	2.40	2.70	
戸川	戸川橋	1.40	2.30	2.90	3.10		
相模川	桂川	桂川強瀬	1.60	2.80	3.60	4.20	
		城南橋	1.50	2.00	3.60	4.00	
		深山橋	1.40	2.10	2.20	2.60	
	宮川	宮川橋	0.60	0.80	1.50	2.20	
	新名庄川	鶴ヶ池橋	1.10	1.50	1.60	1.80	

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合

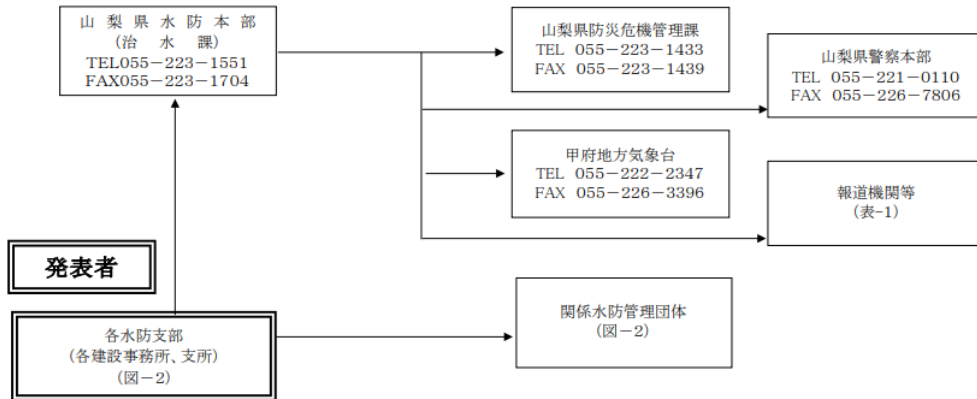


図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図

対象河川	情報発信事務所	伝達先 ※	市町間の連絡(必要に応じて)
相 川	中北建設事務所	甲府市	
濁 川	中北建設事務所	甲府市	
平 等 川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市、 山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝 戸 川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境 川	峡東建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪 川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、富士川町	南アルプス市、富士川町間で相互に出水状況伝達
滝 沢 川	中北建設事務所 ※峡南建設事務所へも連絡	南アルプス市、中央市、 富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦 川	峡南建設事務所 ※中北建設事務所へも連絡	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
釜 無 川	峡北支所	北社市、韭崎市	北社市と韭崎市間で相互に出水状況伝達
御 勅 使 川	中北建設事務所 ※峡北支所へも連絡	韭崎市、南アルプス市	韭崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重 川	峡東建設事務所	山梨市、甲州市	山梨市と甲州市間で相互に出水状況伝達
日 川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
鎌 田 川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
貫 川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、 中央市、昭和町	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達
戸 川	峡南建設事務所	富士川町	
桂 川 (桂川強瀬)	富士・東部建設事務所	上野原市、大月市	上野原市と大月市間で相互に出水状況伝達
桂 川 (城南橋)	富士・東部建設事務所	大月市、都留市	大月市と都留市間で相互に出水状況伝達
桂 川 (深山橋)	富士・東部建設事務所	都留市	
	富士・東部建設事務所 吉田支所	西桂町、富士吉田市、 忍野村、山中湖村	西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村間で相互に出水状況伝達
宮 川	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市	
新 名 庄 川	富士・東部建設事務所 吉田支所	忍野村	

※ 関係水防管理者及び関係市町村へ伝達先は、第8章 第2節「水防管理団体連絡先一覧」を参照

表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府 CATV	エフエム甲府
電話番号						
FAX 番号						